

志免町一般廃棄物処理基本計画

(最終案)

平成 29 年 4 月

志 免 町

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1-1
1. 計画策定の背景.....	1-1
2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	1-2
3. 計画対象範囲.....	1-3
4. 計画目標年次.....	1-3
第2章 地域の概要.....	2-1
1. 位置・地勢.....	2-1
2. 気象.....	2-2
3. 人口.....	2-3
4. 産業.....	2-4
5. 土地利用.....	2-4
第3章 ごみ処理基本計画.....	3-1
1. ごみ処理の現状.....	3-1
2. ごみ排出量の将来予測.....	3-23
3. ごみ処理の評価.....	3-25
4. ごみ処理の課題.....	3-30
5. ごみ処理の基本方針.....	3-31
6. 具体的な施策.....	3-31
7. ごみ処理に係る数値目標.....	3-33
8. 収集・運搬計画.....	3-38
9. 中間処理計画.....	3-39
10. 最終処分計画.....	3-42
11. その他ごみ処理に関し必要な事項.....	3-43
第4章 生活排水処理基本計画.....	4-1
1. 生活排水処理の現状.....	4-1
2. 生活排水処理の将来予測.....	4-7
3. 生活排水処理の課題.....	4-10
4. 基本方針.....	4-10
5. 生活排水処理の目標数値.....	4-10
6. 目標達成時の処理形態別人口.....	4-11
7. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	4-12

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

近年、我が国における社会経済活動は拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、公衆衛生の悪化、環境汚染、公害等の問題が指摘されてきました。廃棄物に関しては、ごみの排出抑制や適正処理及び生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、昭和 45 年 12 月 25 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、その後、現状の様々な問題に関して度重なる法改正とリサイクルの推進に係る諸法令の制定がなされ、その対応が図られているところであります。

今般、これら法制度の適切な実施とあいまって大量生産、大量消費、大量廃棄型といった従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置付け、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる循環型社会の構築を図ることが必要とされており、平成 12 年 6 月 2 日に、「循環型社会形成推進基本法（法律第 110 号）」が制定されております。

我が国の廃棄物処理に関する現状は、ごみ排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、様々な問題が指摘されるところであります。廃棄物の減量や適正な処理に関する施策においては、まず、3R（Reduce（リデュース）〔排出抑制〕・Reuse（リユース）〔再使用〕・Recycle（リサイクル）〔再生利用〕）として知られるように廃棄物の排出抑制があり、次に廃棄物となったものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本とされています。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 3 の規定に基づく計画です。

これら廃棄物処理に関する背景および法的根拠に基づいて、志免町（以下、「本町」という。）における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針を定める「志免町一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

※ 一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。（図 1-1）



図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、国の法律、計画及び福岡県の「廃棄物処理計画」、本町の「総合計画」などの関連計画との整合が図られたものとします。

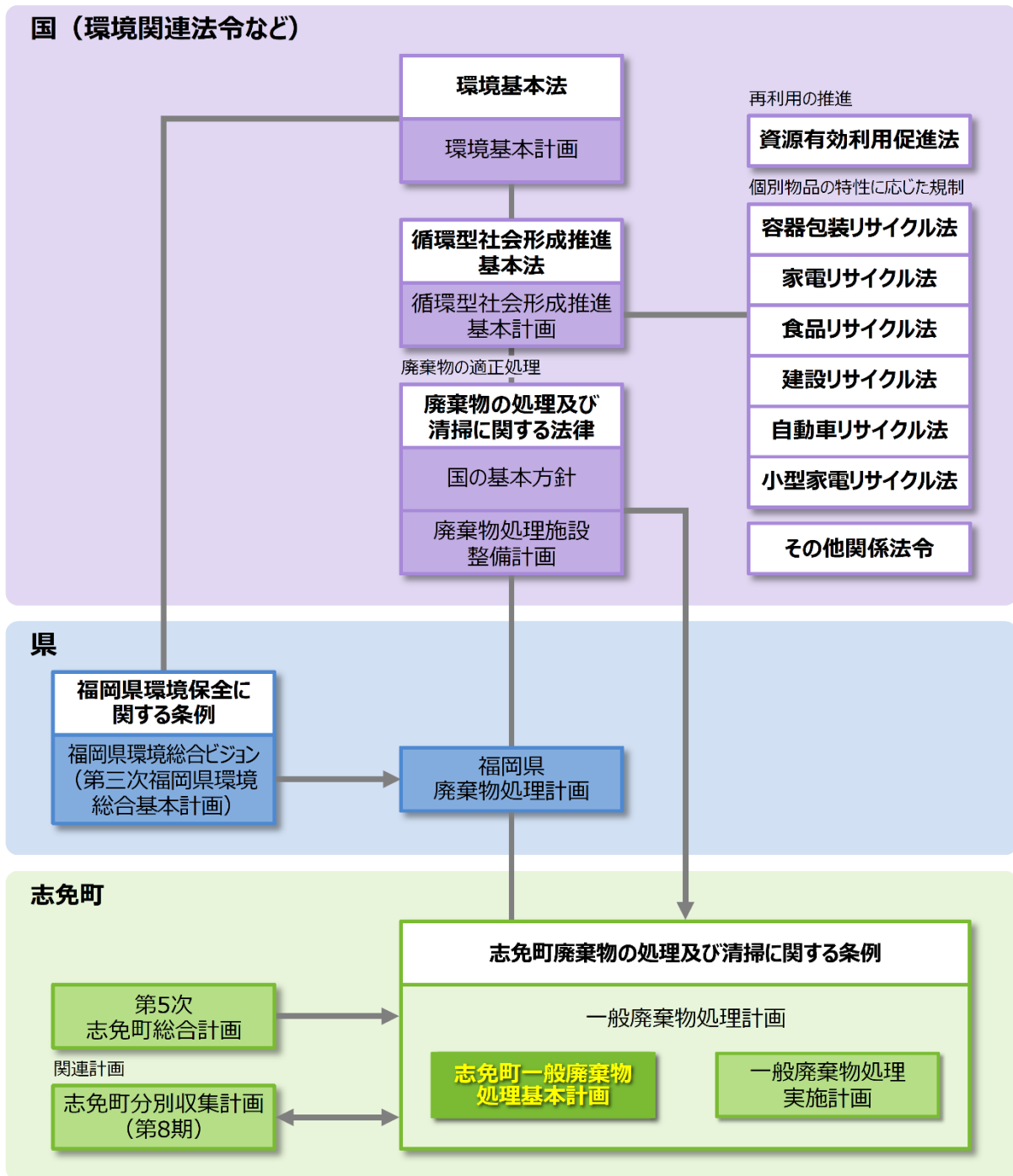


図 1-2 本計画の位置付け

3. 計画対象範囲

計画対象範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。

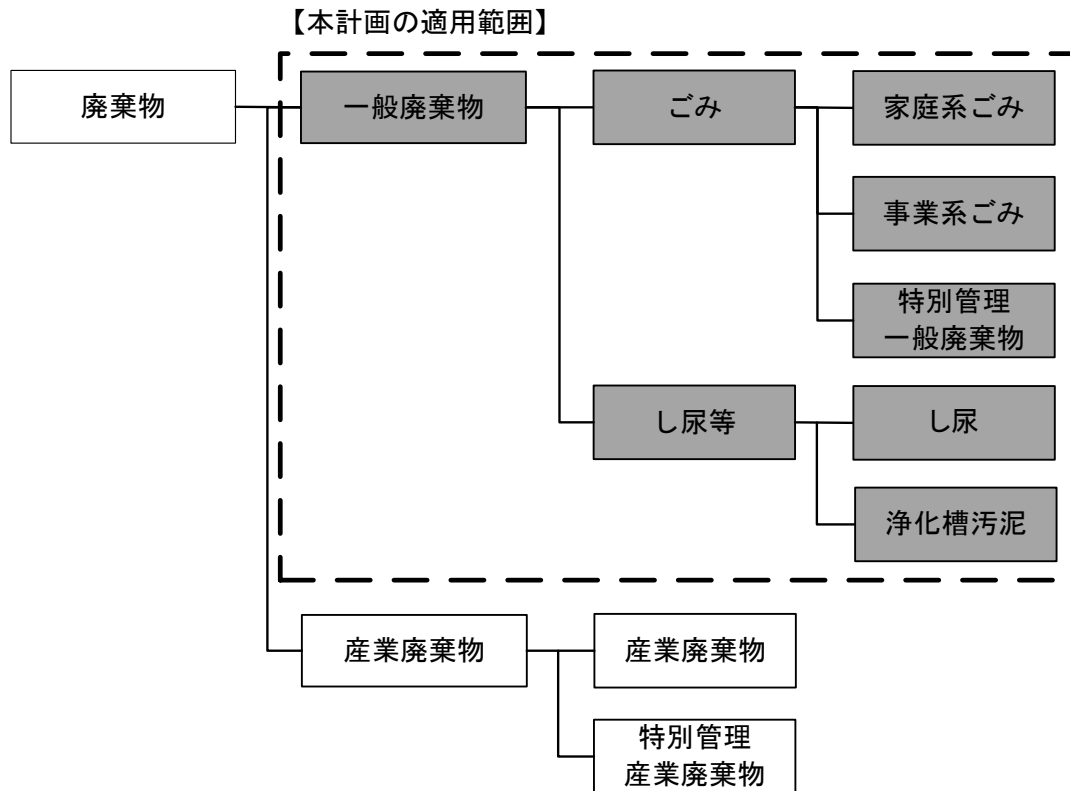


図 1-3 計画対象範囲

※ 灰色の網掛は本計画の適用範囲を示す。

4. 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）において、『一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適正である。』と示されています。

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 43 年度までの 15 年間とし、平成 43 年度を計画目標年次として設定します。

なお、本計画は必要に応じて概ね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直しを行うものとします。

【 計画目標年次 】

計画目標年次：平成 43 年度

計画期間：平成 29 年度～平成 43 年度

第2章 地域の概要

1. 位置・地勢

本町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中心、糟屋郡の西南部に位置しています。

福岡市また福岡空港に隣接した南北に細長い総面積 8.69km² の小さな町です。

町内には山岳はなく、須恵町・宇美町・大野城市に接する東南部の丘陵地、福岡空港を挟み福岡市と接する西南部の丘陵地及びこれらの丘陵地の間を福岡市・粕屋町へと広がる平坦地で、町のほぼ中心を三郡山に水源を持つ宇美川が北へ貫流しています。

また、周囲を四王寺・宝満・三郡・若杉の山々に囲まれていることから概ね穏やかで、比較的温暖な気候に恵まれているといえます。



図 2-1 本町の位置

表 2-1 本町の面積、位置

面積		役場	東端	西端	南端	北端
	8.69km ²	東経	130° 28' 47"	130° 30' 03"	130° 26' 32"	130° 29' 09"
	北緯	33° 35' 29"	33° 34' 44"	33° 36' 23"	33° 33' 37"	33° 36' 36"

※ 資料：国土地理院（世界測地系）

2. 気象

本町に隣接する博多気象観測所の気象は、図 2-2 に示すとおりです。

直近6年間の平均気温は16.8℃、平均年間降水量は1,670mmとなっています。

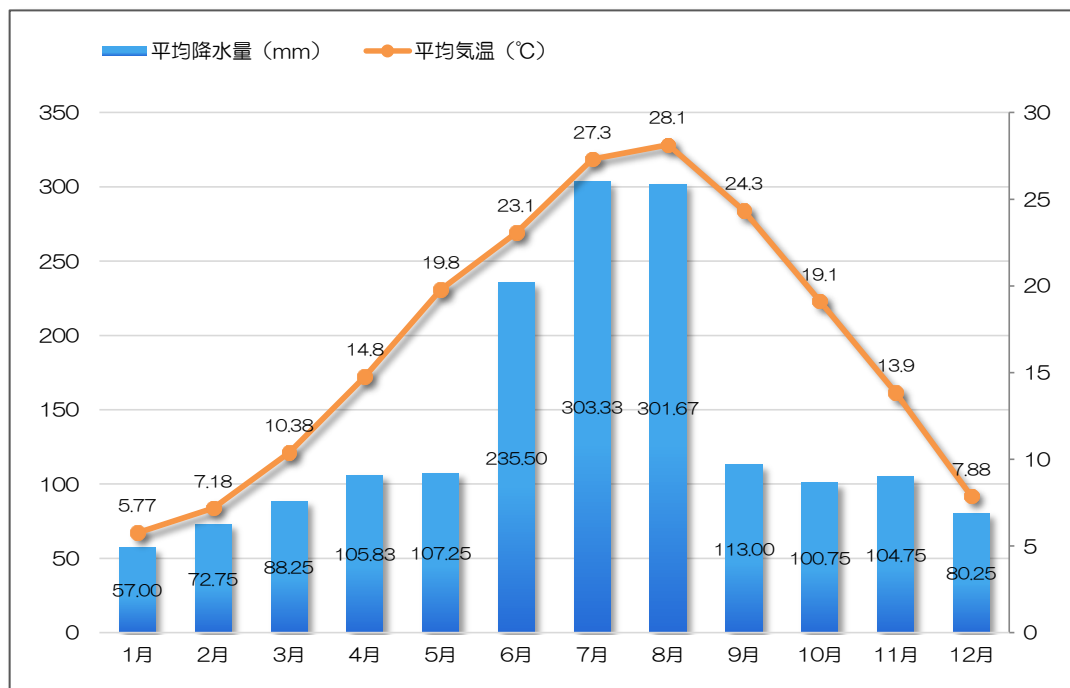


図 2-2 直近6年間の平均気温及び降水量（平成22年1月1日～平成27年12月31日）

※ 資料：気象庁（観測地：博多）

3. 人口

平成27年の本町の総人口は45,256人（平成27年 国勢調査）となっています。

本町では、全国的に多くみられる人口減少の傾向がなく、依然として増加傾向にあります。また、平成27年の世帯数は17,591世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行により1世帯あたりの人員は、2.57人と減少しています。

年齢階層別人口割合をみると、平成27年では、年少（0～14歳）人口17.0%、生産年齢（15～64歳）人口60.9%、老年（65歳以上）人口22.0%（県平均25.6%、全国平均26.3%）となっており、老年（65歳以上）人口が年少（0～14歳）人口を上回り、本町においても高齢化が進行しています。

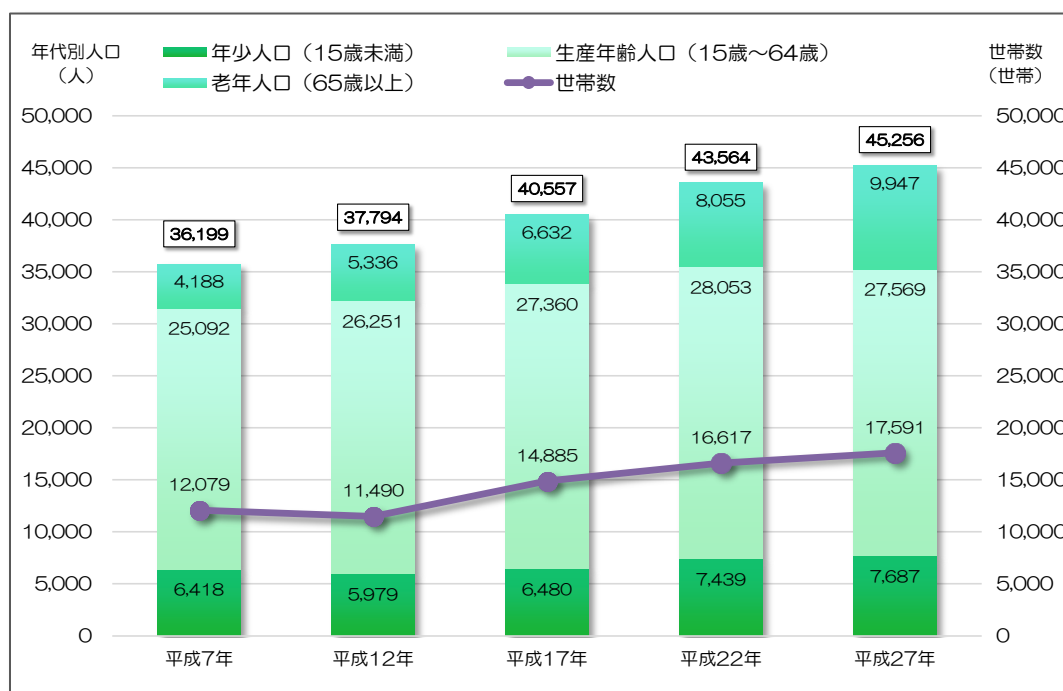


図 2-3 年代別人口

※ 資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

表 2-2 人口・世帯数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総人口 (人)	36,199	37,794	40,557	43,564	45,256	
年少人口 (15歳未満)	(人)	6,418	5,979	6,480	7,439	7,687
	(%)	17.7%	15.8%	16.0%	17.1%	17.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	(人)	25,092	26,251	27,360	28,053	27,569
	(%)	69.3%	69.5%	67.5%	64.4%	60.9%
老年人口 (65歳以上)	(人)	4,188	5,336	6,632	8,055	9,947
	(%)	11.6%	14.1%	16.4%	18.5%	22.0%
世帯数 (世帯)	12,079	11,490	14,885	16,617	17,591	
一世帯当たりの人口 (人)	3.00	3.29	2.72	2.62	2.57	

4. 産業

平成26年度の従業者数は、16,748人で、第1次産業が0人(0%)、第2次産業が2,397人(14.3%)、第3次産業が14,351人(85.7%)となっています。

平成18年度と比較すると、第2次産業の従業者数が減少する一方、第3次産業は増加しています。

表 2-3 事業所数と従業者数

(人)

産業大分類	平成18年度		平成21年度		平成26年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第1次産業	1	6	4	11	0	0
農業, 林業	1	6	4	11	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
第2次産業	280	2,532	296	2,429	305	2,397
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	149	1,007	169	1,140	174	995
製造業	131	1,525	127	1,289	131	1,402
第3次産業	1,237	11,451	1,300	12,963	1,394	14,351
電気・ガス・熱供給・水道業	3	38	2	23	2	23
情報通信業	4	18	4	10	11	59
運輸業, 郵便業	67	1,033	69	1,635	76	1,331
卸売業, 小売業	507	4,604	527	4,686	509	5,132
金融業, 保険業	18	182	20	227	28	595
不動産業, 物品賃貸業	97	242	115	335	122	353
学術研究, 専門・技術サービス業	23	165	30	188	28	163
宿泊業, 飲食サービス業	164	1,115	162	1,395	200	1,704
生活関連サービス業, 娯楽業	125	681	126	623	135	540
教育, 学習支援業	51	609	46	584	50	688
医療, 福祉	77	1,722	97	2,095	133	2,763
複合サービス事業	5	35	6	88	2	11
サービス業(他に分類されないもの)	91	737	91	814	92	688
公務(他に分類されるものを除く)	5	270	5	260	6	301
全産業	1,518	13,989	1,600	15,403	1,699	16,748

5. 土地利用

平成27年度現在の利用区分別面積は、表2-4に示すとおりです。

宅地の占有率が最も高く約57%となっており、次いで道路占有率が約14%となっています。

表 2-4 利用区分別面積

(ha)

	田	畑	森林	原野等	水田・河川・水路	道路	宅地	その他	総数
面積	64	6	18	0	43	122	499	117	869
割合	7.4%	0.7%	2.1%	0.0%	4.9%	14.0%	57.4%	13.5%	100.0%

※ 資料：平成27年度土地利用動向調査（福岡県）

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

1.1 ごみ排出量

ごみの排出量の推移は、表 3-1 及び図 3-1 に示すとおりです。

平成 27 年度におけるごみ排出量は、家庭系ごみの 10,119t、事業系ごみの 1,222t、集団回収資源物の 943t を合わせて 12,284t となっています。家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみは微増傾向、集団回収資源物は減少傾向で推移しており、ごみ排出量は増加傾向で推移しています。

表 3-1(1) ごみ排出量の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
行政区域内人口 (人)	44,445	45,441	45,472	45,617	45,776	45,593
計画収集人口	44,445	45,441	45,472	45,617	45,776	45,593
自家処理人口	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ (t/年)	9,412	9,711	9,883	10,080	9,979	10,119
可燃ごみ	8,557	8,939	9,106	9,279	9,191	9,299
不燃ごみ	79	82	79	73	70	75
資源ごみ	666	607	605	625	620	644
粗大ごみ	70	72	78	87	82	85
その他	11	11	14	15	15	15
混合ごみ※	28	0	0	0	0	0
家電 4 品目	1	0	1	1	1	1
事業系ごみ (t/年)	1,130	1,154	1,212	1,232	1,214	1,222
可燃ごみ	951	993	1,045	1,061	1,067	1,067
不燃ごみ	9	9	10	9	9	10
資源ごみ	161	143	149	152	129	136
粗大ごみ	8	8	8	10	9	9
その他	1	1	0	0	0	0
混合ごみ※	0	0	0	0	0	0
集団回収 (t/年)	1,165	1,134	1,112	1,047	986	943
新聞	493	466	456	424	402	370
ダンボール	298	306	313	316	282	280
雑誌	274	267	253	225	220	216
雑紙	5	5	4	4	4	2
古布	76	73	68	62	62	59
金属類	19	18	18	17	17	17

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

表 3-1(2) ごみ排出量の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計 (t/年)	11,707	11,999	12,207	12,359	12,179	12,284
可燃ごみ	9,508	9,932	10,151	10,340	10,258	10,366
不燃ごみ	88	91	89	82	79	85
資源ごみ	827	750	754	777	749	780
粗大ごみ	78	80	86	97	91	94
その他	12	12	14	15	15	15
混合ごみ※1	28	0	0	0	0	0
家電4品目	1	0	1	1	1	1
集団回収	1,165	1,134	1,112	1,047	986	943

※1 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

※2 資源ごみは、有価物（容器包装プラスチック、空き缶・空きびん、ペットボトル、金属類、新聞、雑誌、ダンボール、古布）を合わせたものの総量を示す。

※3 家電4品目は不法投棄分。

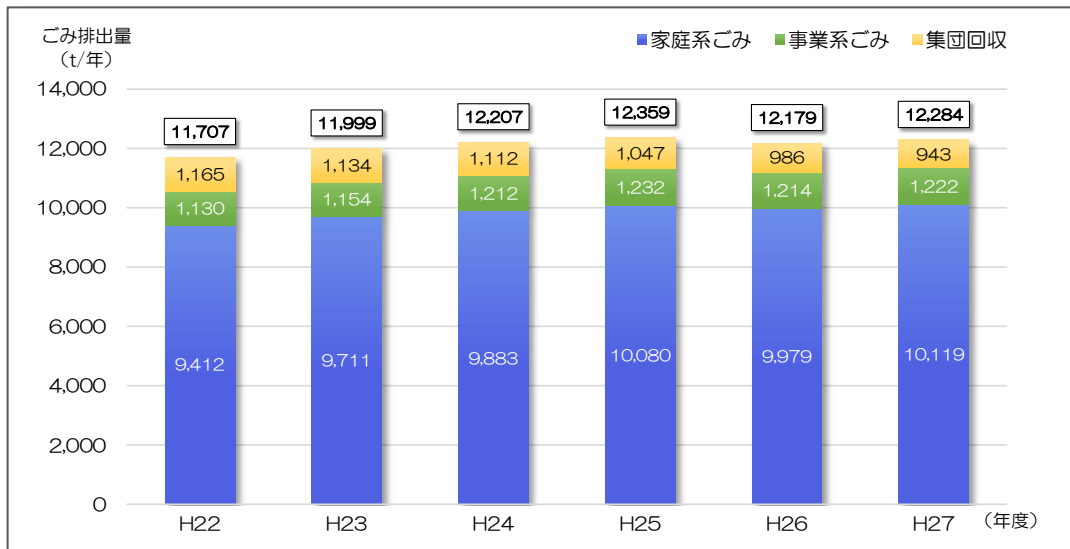


図 3-1(1) ごみ排出量の推移 (発生源別)

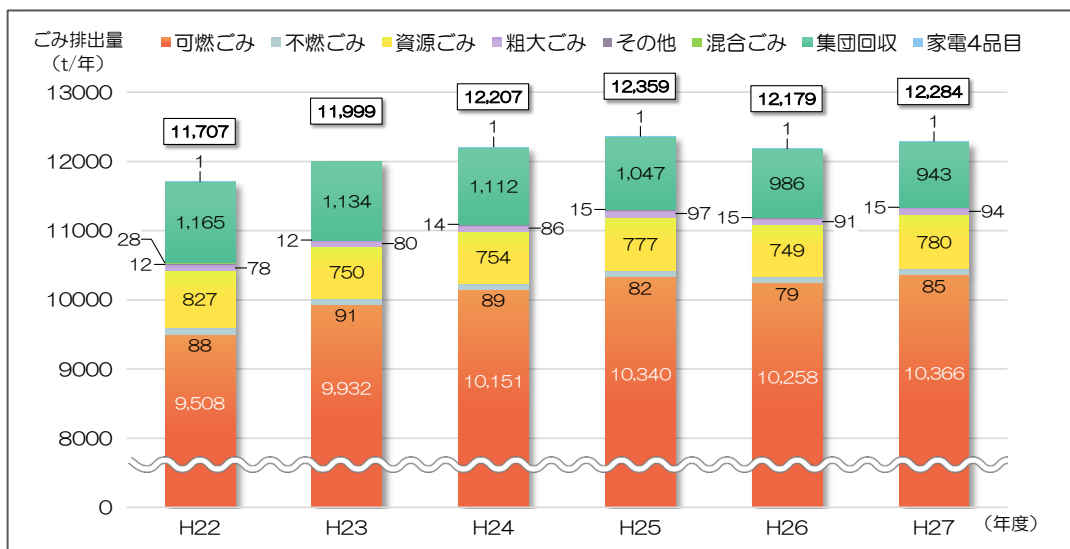


図 3-1(2) ごみ排出量の推移 (種類別)

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

1.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、表 3-2 及び図 3-2 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出量は、増加傾向で推移しており、平成 27 年度においては 10,119t となっています。ごみの種類別にみると、可燃ごみは増加傾向、可燃ごみ以外はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-2 家庭系ごみ排出量の推移

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収集ごみ	9,349	9,671	9,872	10,069	9,970	10,111
可燃ごみ	8,528	8,906	9,106	9,279	9,191	9,299
不燃ごみ	79	82	79	73	70	75
資源ごみ	661	603	599	619	616	640
ペットボトル	72	66	65	68	64	69
プラスチック製容器包装類	191	168	154	149	144	146
金属類	41	29	33	47	59	78
空きかん・びん	357	340	347	355	349	347
粗大ごみ	70	72	78	87	82	85
その他	11	8	10	11	11	12
家電 4 品目	0	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	63	40	11	11	9	8
可燃ごみ	29	33	0	0	0	0
不燃ごみ	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	5	4	6	6	4	4
ペットボトル	1	1	1	1	1	1
プラスチック製容器包装類	1	1	2	2	1	1
金属類	1	1	1	1	1	1
空きかん・びん	2	1	2	2	1	1
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	4	4	4	3
混合ごみ※	28	0	0	0	0	0
家電 4 品目	1	0	1	1	1	1
合 計	9,412	9,711	9,883	10,080	9,979	10,119
可燃ごみ	8,557	8,939	9,106	9,279	9,191	9,299
不燃ごみ	79	82	79	73	70	75
資源ごみ	666	607	605	625	620	644
ペットボトル	73	67	66	69	65	70
プラスチック製容器包装類	192	169	156	151	145	147
金属類	42	30	34	48	60	79
空きかん・びん	359	341	349	357	350	348
粗大ごみ	70	72	78	87	82	85
その他	11	11	14	15	15	15
混合ごみ※	28	0	0	0	0	0
家電 4 品目	1	0	1	1	1	1

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

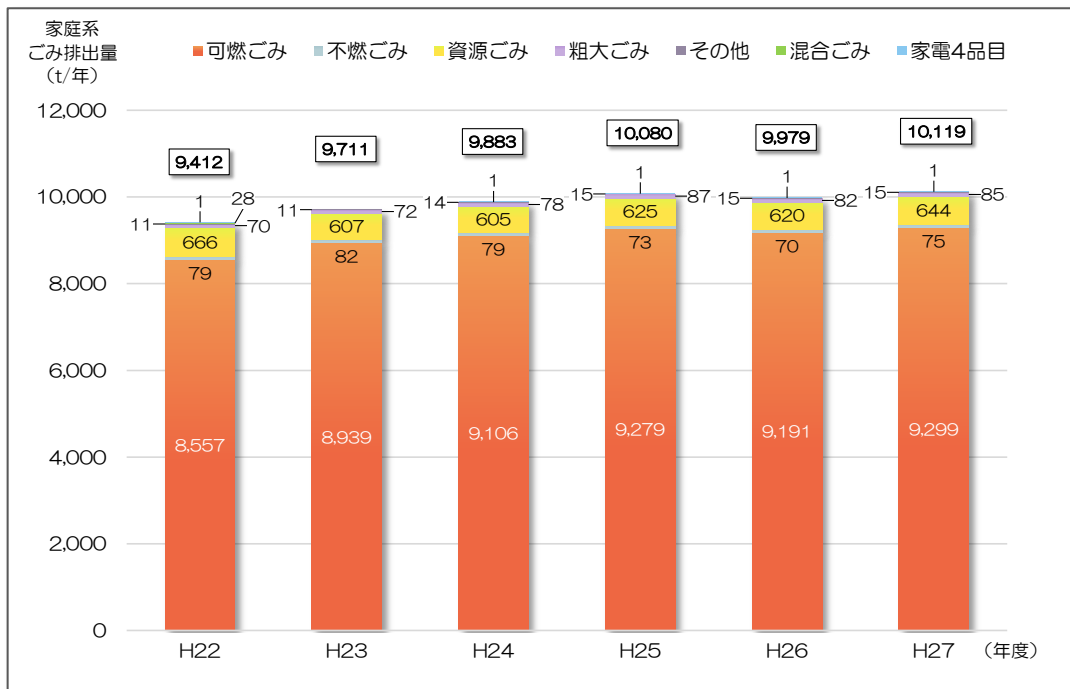


図 3-2 家庭系ごみ排出量の推移

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。



1.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、表 3-3 及び図 3-3 に示すとおりです。

事業系ごみの排出量は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて微増傾向で推移していましたが、平成 25 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年度においては 1,222t となっています。ごみの種類別にみると、可燃ごみは微増傾向、可燃ごみ以外はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-3 事業系ごみ排出量の推移

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収集ごみ	1,039	1,074	1,097	1,119	1,107	1,123
可燃ごみ	948	989	1,012	1,031	1,021	1,033
不燃ごみ	9	9	10	9	9	10
資源ごみ	73	67	67	69	68	71
ペットボトル	8	7	7	8	7	8
プラスチック製容器包装類	21	19	17	17	16	16
金属類	4	3	4	5	6	9
空きかん・びん	40	38	39	39	39	38
粗大ごみ	8	8	8	10	9	9
その他	1	1	0	0	0	0
直接搬入ごみ	91	80	115	113	107	99
可燃ごみ	3	4	33	30	46	34
不燃ごみ	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	88	76	82	83	61	65
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
混合ごみ※1	0	0	0	0	0	0
合 計	1,130	1,154	1,212	1,232	1,214	1,222
可燃ごみ	951	993	1,045	1,061	1,067	1,067
不燃ごみ	9	9	10	9	9	10
資源ごみ	161	143	149	152	129	136
粗大ごみ	8	8	8	10	9	9
その他	1	1	0	0	0	0
混合ごみ※1	0	0	0	0	0	0

※1 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

※2 直搬の事業系資源ごみは、年 2 回実施の町内清掃時回収の木・草類＋クリーンパークわかすぎ直搬の紙ごみのみを計上。

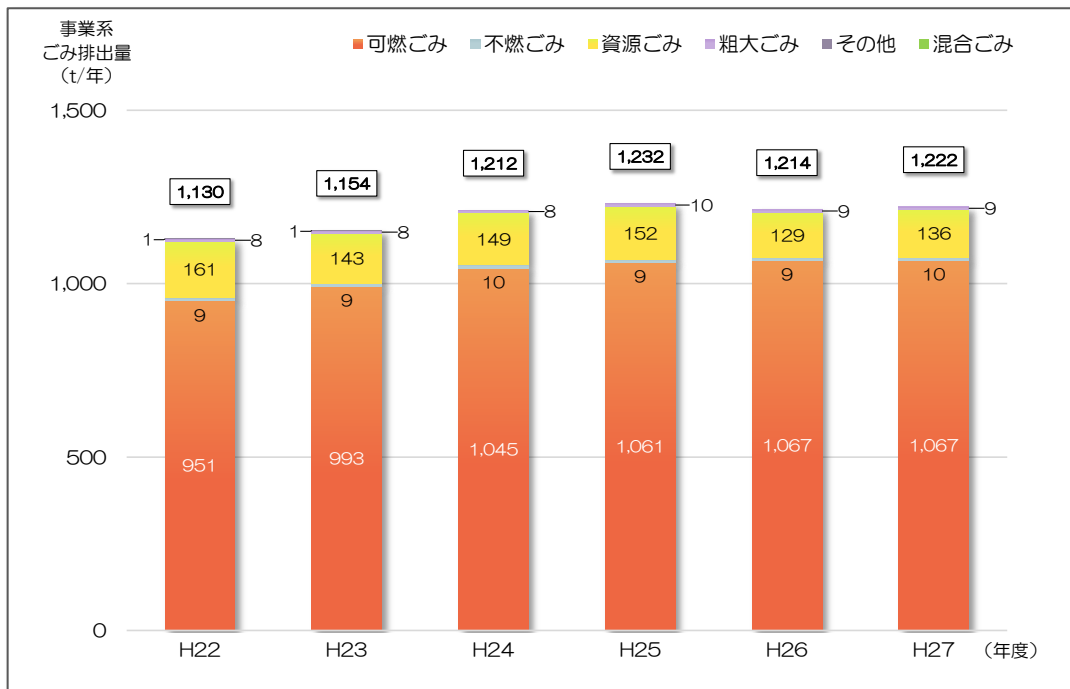


図 3-3 事業系ごみ排出量の推移

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。



1.4 ごみ排出原単位

(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移は、表 3-4 及び図 3-4 に示すとおりです。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は増加傾向で推移しており、平成 27 年度においては 608.1g/人・日となっています。ごみの種類別にみると、可燃ごみは増加傾向、資源ごみは微減傾向、これらのごみ以外はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

(g/人・日)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ	527.5	538.9	548.6	557.3	550.1	558.8
不燃ごみ	4.9	4.9	4.8	4.4	4.2	4.5
資源ごみ	41.1	36.6	36.5	37.5	37.1	38.7
粗大ごみ	4.3	4.3	4.7	5.2	4.9	5.1
その他	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9
混合ごみ※ ¹	1.7	0	0	0	0	0
家電 4 品目	0.1	0	0.1	0.1	0.1	0.1
合 計	580.2	585.5	595.5	605.4	597.3	608.1

※1 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

※2 各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人含む）で計算。

※3 四捨五入の関係により、内訳と合計が合わない場合がある。

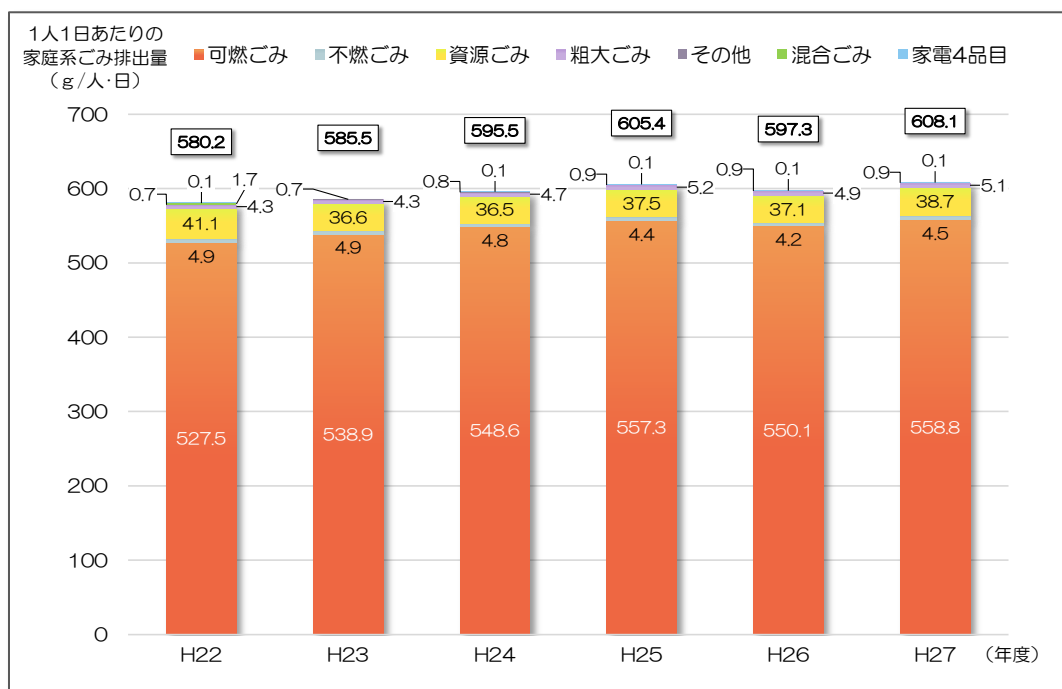


図 3-4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

(2) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は表 3-5 及び図 3-5 に示すとおりです。

1日あたりの事業系ごみ排出量は平成 22 年度から平成 25 年度にかけて微増傾向で推移していましたが、平成 24 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年度においては 3.35t となっています。ごみの種類別にみると、可燃ごみは増加傾向、可燃ごみ以外はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-5 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

(t/日)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ	2.61	2.72	2.86	2.91	2.92	2.92
不燃ごみ	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
資源ごみ	0.44	0.39	0.41	0.42	0.35	0.37
粗大ごみ	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02
その他	0	0	0	0	0	0
混合ごみ ^{※1}	0	0	0	0	0	0
合計	3.10	3.16	3.32	3.38	3.33	3.35

※1 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

※2 四捨五入の関係により、内訳と合計が合わない場合がある。

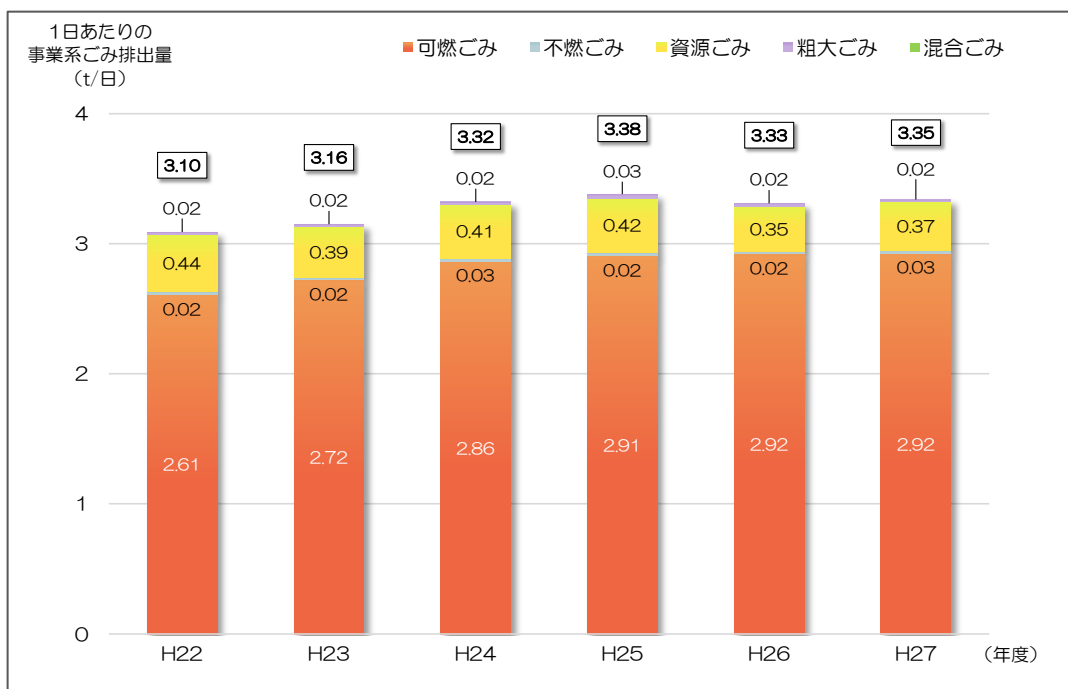


図 3-5 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

(3) 全国平均値等との比較

全国平均値等との比較は、表 3-6 及び図 3-6 に示すとおりです。

平成 27 年度における本町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 738g/人・日となっており、平成 26 年度までの実績においては、全国平均値及び福岡県平均値より少ない状況にあります。

表 3-6 全国平均値等との比較

(g/人・日)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
志 免 町	722	723	735	742	729	738
福 岡 県	1,001	998	990	993	994	未発表
全 国	976	976	964	958	947	未発表

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

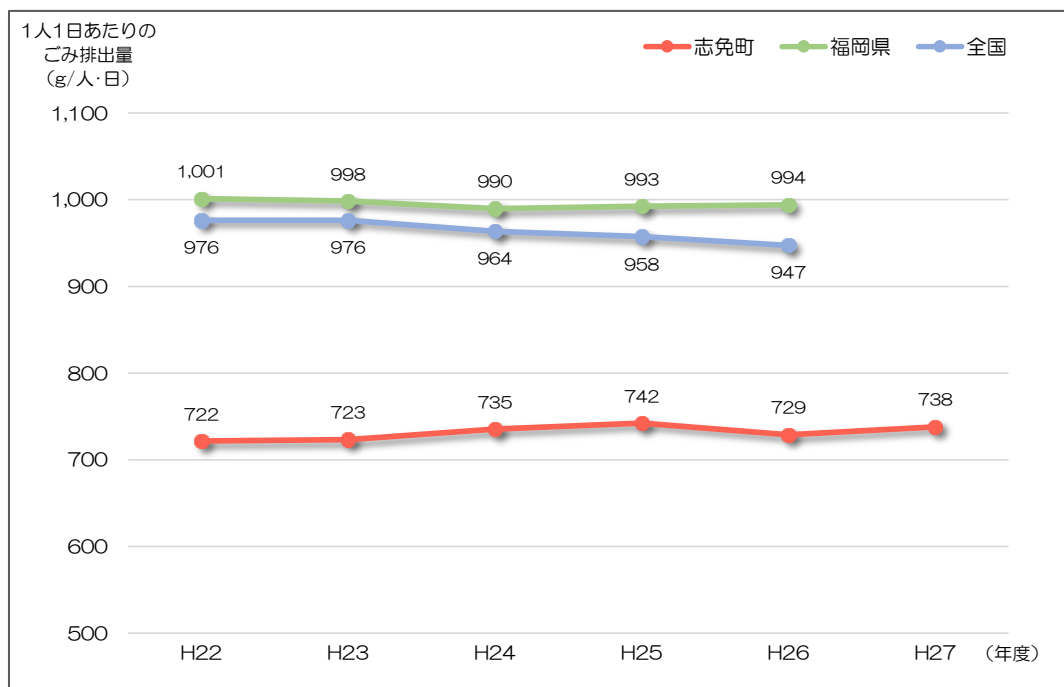


図 3-6 全国平均値等との比較

1.5 ごみの性状

(1) ごみの種類組成

ごみの種類組成は、表 3-7 及び図 3-7 に示すとおりです。

平成 27 年度にクリーンパークわかすぎに搬入されたごみの種類組成は、紙・布類が約 64%と全体の半数以上を占めており、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約 14%と多くなっています。

表 3-7 種類組成 (クリーンパークわかすぎ)

(%)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
紙・布類	47.3	52.8	49.8	67.1	58.9	63.9
ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	20.7	18.2	19.9	14.9	19.4	13.5
木・竹類	11.1	6.2	10.8	4.7	6.5	6.6
厨芥類	17.2	17.4	12.2	10.3	9.5	12.3
不燃物類	1.9	3.3	1.5	2.2	1.0	0.6
その他	1.8	2.1	5.8	0.8	4.7	3.1

※ 調査対象可燃ごみは、本町とともに須恵町・粕屋町・篠栗町・宇美町のごみが混在したものの。

※ ごみを乾燥させ、厨芥類等に含まれる水分をなくした乾ベースでの種類組成。

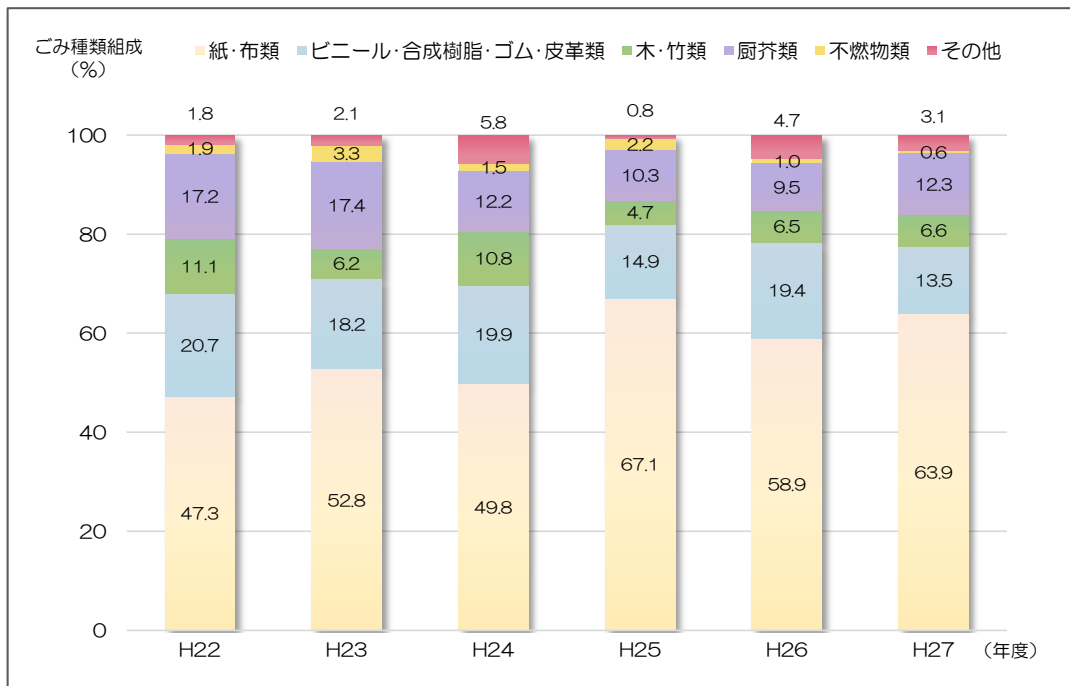


図 3-7 種類組成 (クリーンパークわかすぎ)

(2) 三成分

ごみの三成分は、表 3-8 及び図 3-8 に示すとおりです。

平成 27 年度にクリーンパークわかすぎに搬入されたごみの三成分は、水分が約 42%、可燃分が約 52%、灰分が約 6%となっています。

表 3-8 三成分 (クリーンパークわかすぎ)

(%)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水分	52.6	44.1	46.1	43.1	40.2	42.4
灰分	5.2	7.5	7.6	4.3	6.1	5.5
可燃分	42.2	48.4	46.3	52.6	53.7	52.1

※ 調査対象可燃ごみは、本町とともに須恵町・粕屋町・篠栗町・宇美町のごみが混在したものの。

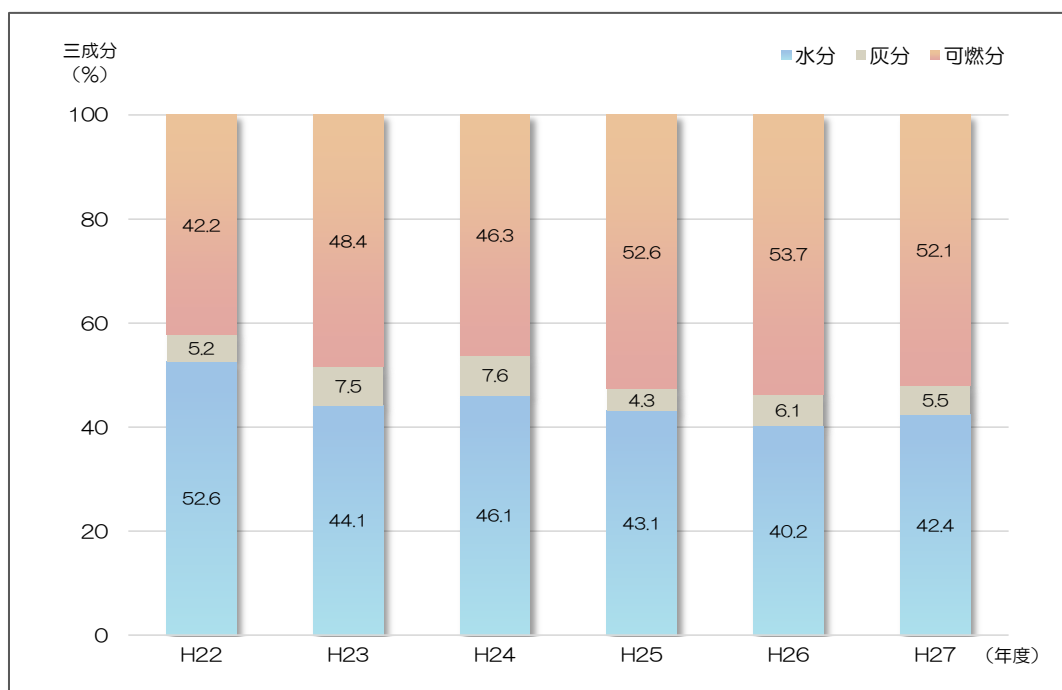


図 3-8 三成分 (クリーンパークわかすぎ)

(3) 低位発熱量

ごみの低位発熱量は、表 3-9 及び図 3-9 に示すとおりです。

平成 27 年度にクリーンパークわかすぎに搬入されたごみの低位発熱量は、8,748kJ/kg となっています。

表 3-9 低位発熱量（クリーンパークわかすぎ）

(kJ/kg)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
低位発熱量	6,628	8,003	7,555	8,825	9,115	8,748

※ 調査対象可燃ごみは、本町とともに須恵町・粕屋町・篠栗町・宇美町のごみが混在したものの。

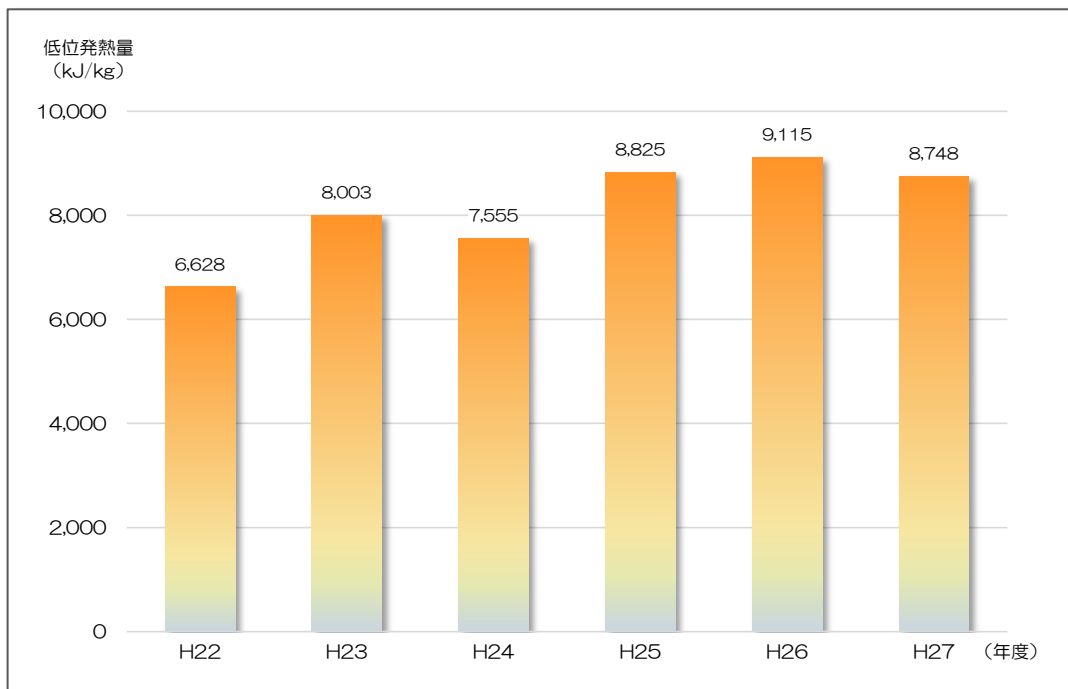


図 3-9 低位発熱量（クリーンパークわかすぎ）

1.6 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移は、表 3-10 及び図 3-10 に示すとおり増加傾向にあり、平成 27 年度における資源化量は 8,073t、リサイクル率は 65.7%となっています。

表 3-10 資源化量及びリサイクル率

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ごみ処理量	11,707	11,999	12,207	12,359	12,179	12,284
集団回収量	1,165	1,134	1,112	1,047	986	943
資源化量	7,414	7,915	7,390	8,074	7,641	8,073
紙類	1,065	1,038	1,022	964	904	865
紙製容器包装	5	5	4	4	4	2
金属類	227	176	184	198	209	231
ガラス類	148	164	191	219	243	237
ペットボトル	74	69	68	71	67	72
容器包装プラスチック	185	163	149	146	141	144
布類	76	73	68	62	61	59
固形燃料	5,474	6,075	5,539	6,241	5,868	6,314
その他	160	152	165	169	144	149
リサイクル率 (%)	63.3	66.0	60.5	65.3	62.7	65.7

※ 四捨五入の関係により、内訳と合計が合わない場合がある。

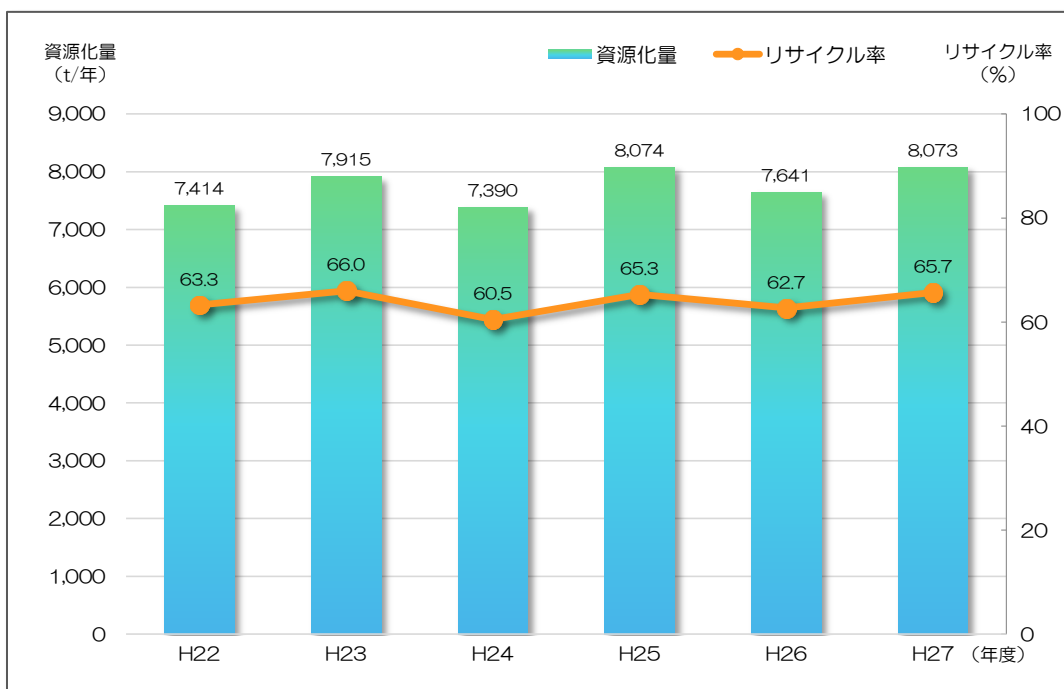


図 3-10 資源化量及びリサイクル率

1.7 ごみ処理・リサイクル活動に対する町民意識

本町では、第5次総合計画に掲げる「誰もが輝く 住みよい まち」の実現に向け、毎年、町民の考えや意見を確認し、今後のまちづくりに活かすため「町民意識調査」を実施しています。

平成27年度町民意識調査のうち、ごみ減量・リサイクルのための取り組みに関する調査結果は図3-11、ごみ分別収集や資源回収についての理解度に関する調査結果は図3-12に示すとおりです。

図3-11をみると、87.9%の町民がごみ減量・リサイクルのための取り組みを実施していることが分かります。また、図3-12をみると、80%以上の町民が分別するごみの種類・回収日及び資源回収の回収場所・回収方法を理解していることが分かります。

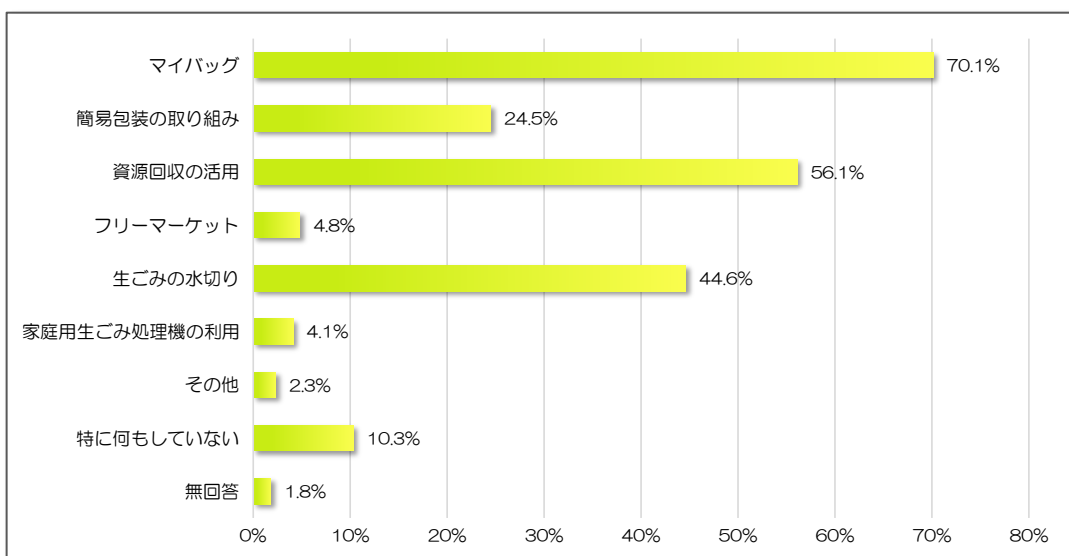


図3-11 ごみ減量・リサイクルのための取り組みに関する調査結果（平成27年度）

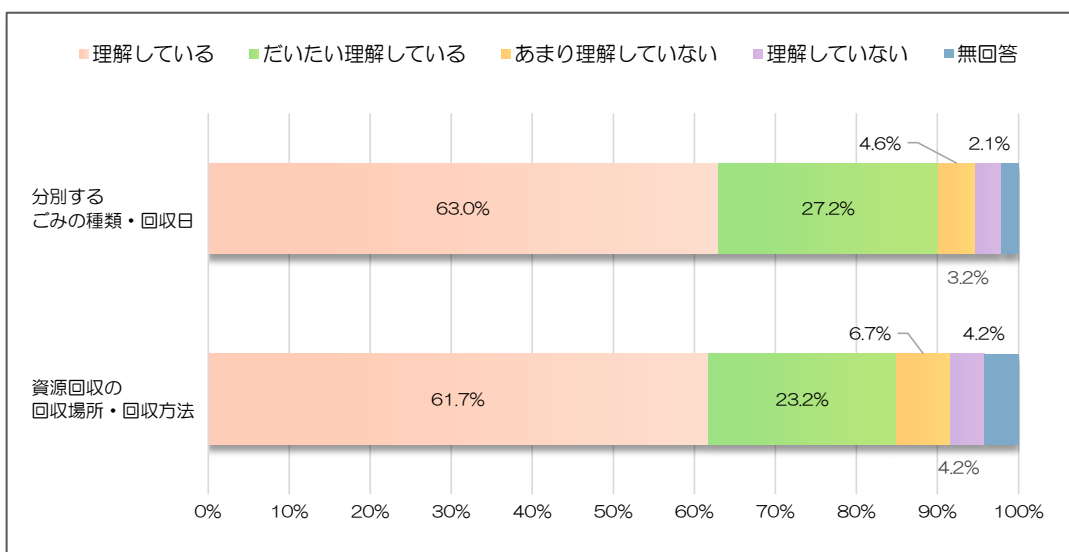


図3-12 ごみ分別収集や資源回収についての理解度に関する調査結果（平成27年度）

1.8 収集・運搬

本町で発生した家庭系ごみは4区分8品目、事業系ごみは3区分7品目で分別し、収集を行っています。

表 3-11 分別品目の概要（家庭系ごみ）

種類		収集回数	収集方式	処分方法	排出方法
燃やせるごみ		2回/週	戸別	RDF 化处理	指定ごみ袋
燃やせないごみ	ペットボトル	2回/月	ステーション	資源化	指定ごみ袋
	プラスチック製容器包装類				
	金属類	1回/月		資源化・埋立	
	空きかん・空きびん	2回/月			
	陶器・ガラス・その他	1回/月			
粗大ごみ	随時/予約制	戸別	資源化・埋立	粗大ごみ用シール	
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計 (ガラス製品)	1回/月	ステーション	資源化	透明な袋

表 3-12 収集できないごみの概要（家庭系ごみ）

品目	
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

表 3-13 分別品目の概要（事業系ごみ）

種類		収集回数	収集方式	処分方法	排出方法
燃やせるごみ		2回/週	収集業者と協議	RDF 化处理	指定ごみ袋
燃やせないごみ	ペットボトル	2回/月		資源化	指定ごみ袋
	プラスチック製容器包装類				
	金属類	1回/月		資源化・埋立	
	空きかん・空きびん	2回/月			
	陶器・ガラス・その他	1回/月			
粗大ごみ	随時/予約制		資源化・埋立	粗大ごみ用シール	

表 3-14 収集できないごみの概要（事業系ごみ）

品目	
有害ごみ	廃乾電池、廃蛍光管等
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

1.9 中間処理

(1) 施設の概要

本町で発生した可燃ごみは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が管理するクリーンパークわかすぎで処理され、可燃ごみ以外については、宇美町・志免町衛生施設組合が管理する宇美志免リサイクルセンター「エコル」で処理されています。

表 3-15 中間処理(燃料化)施設の概要(クリーンパークわかすぎ)

名称	クリーンパークわかすぎ		
所在地	福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉 779 番地 18		
事業主体	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	運営管理体制	委託
処理対象地域	須恵町、粕屋町、篠栗町、志免町、宇美町		
処理対象物	もえるごみ(燃やせるごみ)		
処理内容	可燃ごみを破碎、乾燥、選別、成形し、固形燃料(RDF)として再生、製造		
処理方式	《ごみ固形燃料化方式》 破碎機、磁選機、定量供給機、乾燥機、アルミ選別機、比重差選別機粒度選別機、成形機、成形品冷却器		
処理能力	177t/日(16時間) 59t×3系列	施設竣工	平成14年12月(一部竣工)

表 3-16 リサイクル施設の概要(宇美志免リサイクルセンター)

名称	宇美志免リサイクルセンター「エコル」		
所在地	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2番1号		
事業主体	宇美町・志免町衛生施設組合	運営管理体制	委託
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源物、もえないごみ(燃やせないごみ) <ul style="list-style-type: none"> ① ペットボトル ② 容器包装プラスチック類 ③ 金属類 ④ 空き缶・空きびん ⑤ 陶器・ガラス・その他燃やせないごみ ■ 粗大ごみ ■ 危険ごみ(廃乾電池、廃蛍光管、体温計等) 		
処理方式	【不燃ごみ・粗大ごみライン】手選別、破碎機、磁選機、手選別 【ペットボトル・プラスチックライン】破袋機、手選別、圧縮梱包機 【缶・びんライン】破袋機、手選別、磁選機、アルミ選別機、圧縮梱包機		
処理能力	12t/日(5時間)	選別後の処理	RDF化、資源化、埋立処分
施設竣工	平成21年7月		

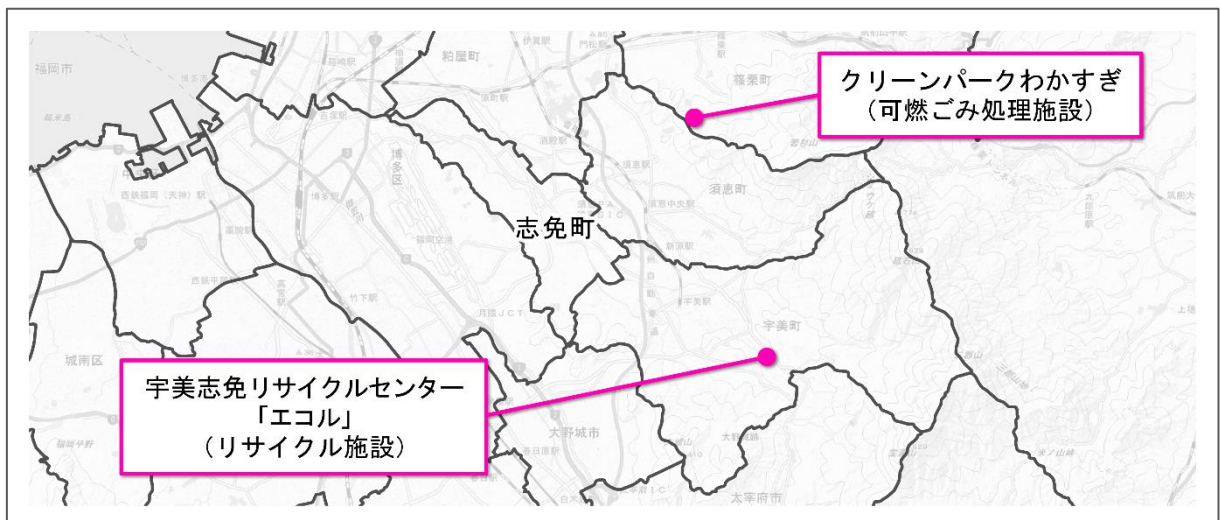


図 3-13 中間処理施設の位置

(2) 中間処理（燃料化）量等

中間処理（燃料化）量及び処理残渣発生率の推移を表 3-17 及び図 3-14 に示します。

中間処理（燃料化）量は増加傾向で推移しており、平成 27 年度においては、10,400t となっています。

表 3-17 中間処理（燃料化）量及び処理残渣発生率の推移

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中間処理（燃料化）量	9,508	9,970	10,190	10,378	10,295	10,400
資源化量	5,512	6,100	5,564	6,265	5,892	6,340
処理残渣	31	0	0	3	1	0
処理残渣発生率 (%)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

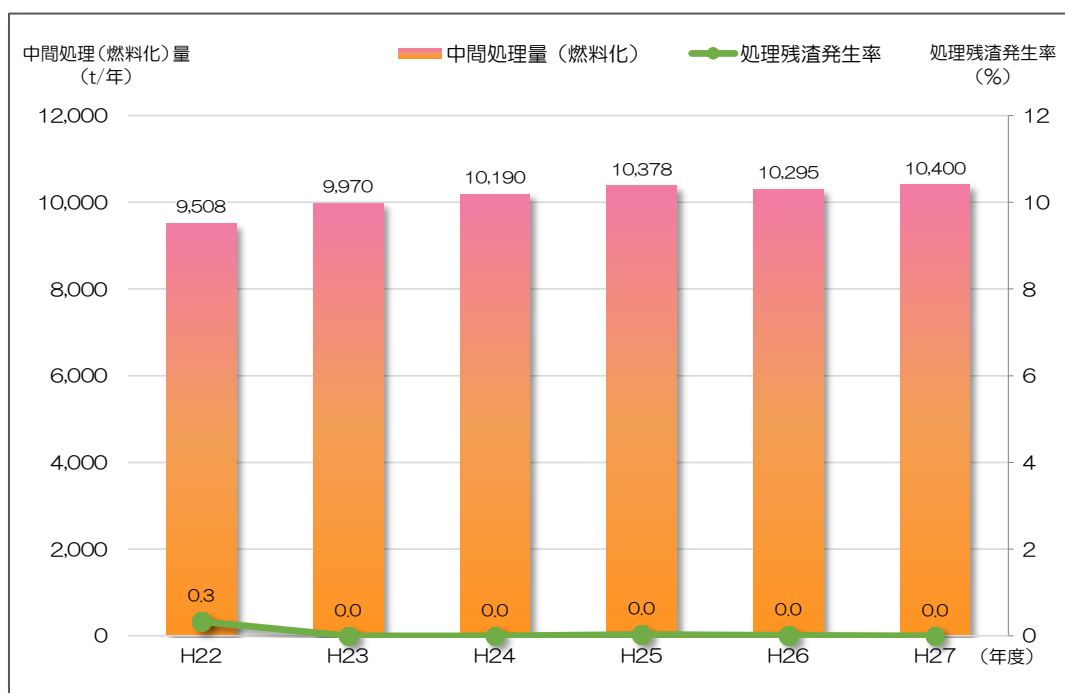


図 3-14 中間処理（燃料化）量及び処理残渣発生率の推移

(3) 燃料化以外の処理量等

燃料化以外の処理量等の推移は、表 3-18 及び図 3-15 に示すとおり、近年は増加傾向で推移しており、平成 27 年度の処理量は 909t/年となっています。

表 3-18 燃料化以外の処理量等の推移

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
処理量等*	917	857	861	888	873	909
資源化量	577	529	549	593	619	641
処理残渣量	224	244	213	191	162	170
可燃残渣	0	38	39	38	37	34
不燃残渣	224	206	174	153	125	136
処理残渣発生率 (%)	24.4	28.5	24.7	21.5	18.6	18.7

※ リサイクルセンター処理量及びストックヤード保管量。

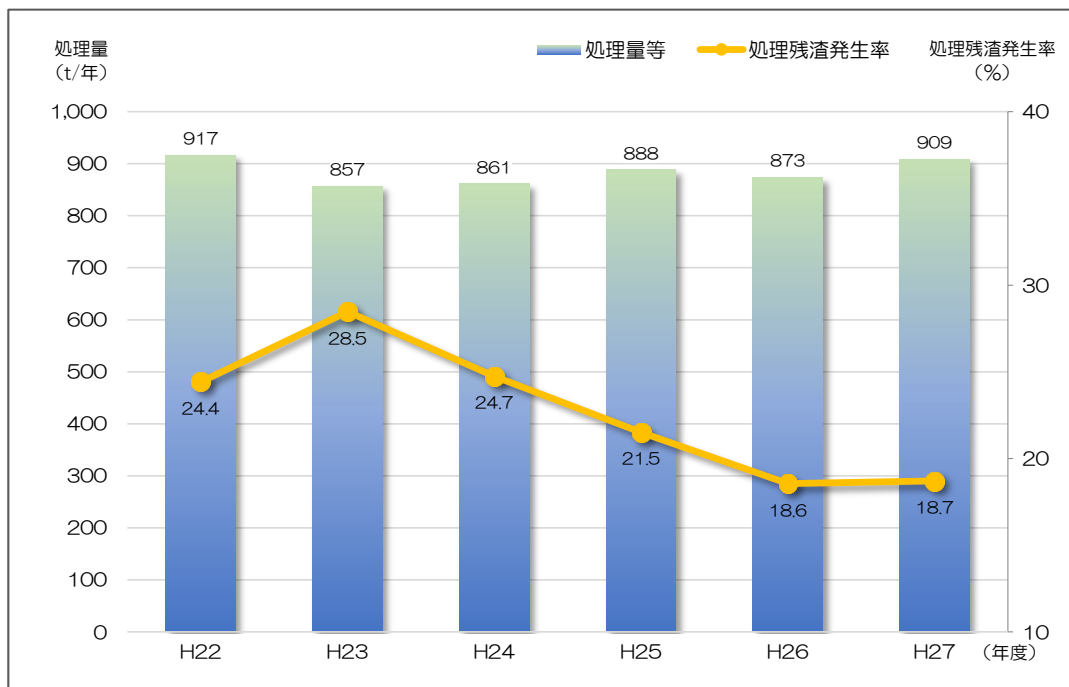


図 3-15 燃料化以外の処理量等の推移

1.10 最終処分

(1) 施設の概要

クリーンパークわかすぎの処理残渣及び宇美志免リサイクルセンターからの不適物、がれき類、ガラスくずは、宇美町が管理する宇美町衛生センター一般廃棄物最終処分場にて処分をしています。

表 3-19 最終処分場の概要（宇美町衛生センター一般廃棄物最終処分場）

名称	宇美町衛生センター一般廃棄物最終処分場		
所在地	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目地内		
事業主体	宇美町	運営管理体制	直営
処理対象物	不燃残渣、直接埋立ごみ、RDF残渣、焼却残渣		
埋立面積	19,900m ²	埋立容量	128,000m ³
埋立残容量	69,742m ³	埋立終了予定	平成63年7月
処理方式	管理型 浸水処理設備（生物処理＋高度処理）		
施設竣工	平成5年3月（1期埋立部分）、平成27年3月（2期埋立部分）		

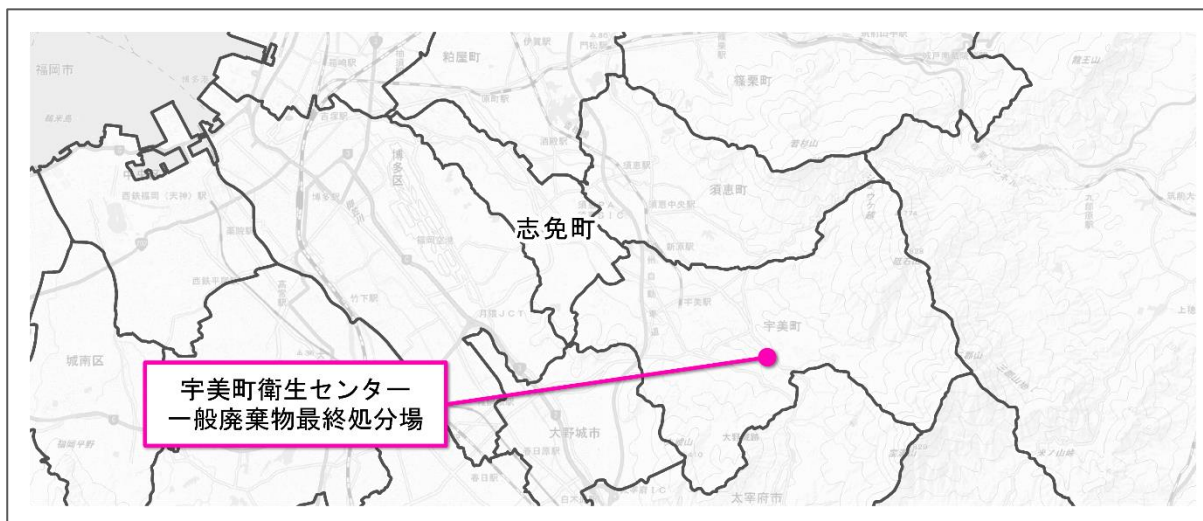


図 3-16 最終処分場の位置

(2) 最終処分量

最終処分量の推移は、表 3-20 及び図 3-17 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向で推移しています。平成 27 年度 of 最終処分量は 136t/年となっています。

表 3-20 最終処分量の推移

(t/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
最終処分量	255	206	174	156	126	136

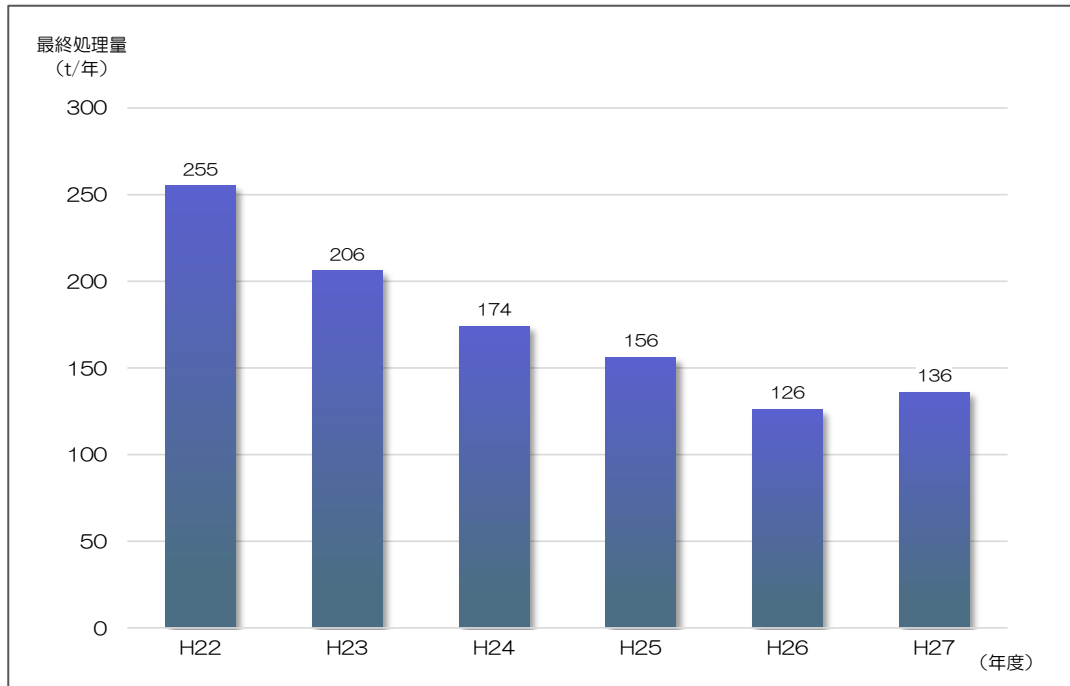


図 3-17 最終処分量の推移

1.11 ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は表 3-21、処理及び維持管理費の推移は図 3-18 に示すとおりです。

本町のごみ処理経費は増加傾向にあり、平成 27 年度には処理及び維持管理に約 9 億円を要している状況にあります。

表 3-21 ごみ処理経費の推移

		(千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0	0		
	組合分担金	0	0	0	0	0	0		
	小 計	0	0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	36,763	31,678	34,131	39,940	32,133	32,742	
			36,763	31,678	34,131	39,940	32,133	32,742	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0
		最終処分	0	0	0	0	0	0	
	処理費	収集運搬費	20,023	22,257	8,615	10,296	10,200	11,158	
		中間処理費	361	492	486	462	398	1,205	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	
		車両等購入費	0	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	235,117	245,863	262,890	302,722	325,353	350,321	
		中間処理費	386,923	369,026	396,281	391,811	410,421	424,188	
		最終処分費	943	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金	64,816	73,964	66,192	65,560	65,646	64,840		
	調査研究費	0	0	0	0	0	0		
	小 計	744,946	743,280	768,595	810,791	844,151	884,454		
その他	10,563	15,509	14,184	12,840	10,196	12,510			
合 計	755,509	758,789	782,779	823,631	854,347	896,964			

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

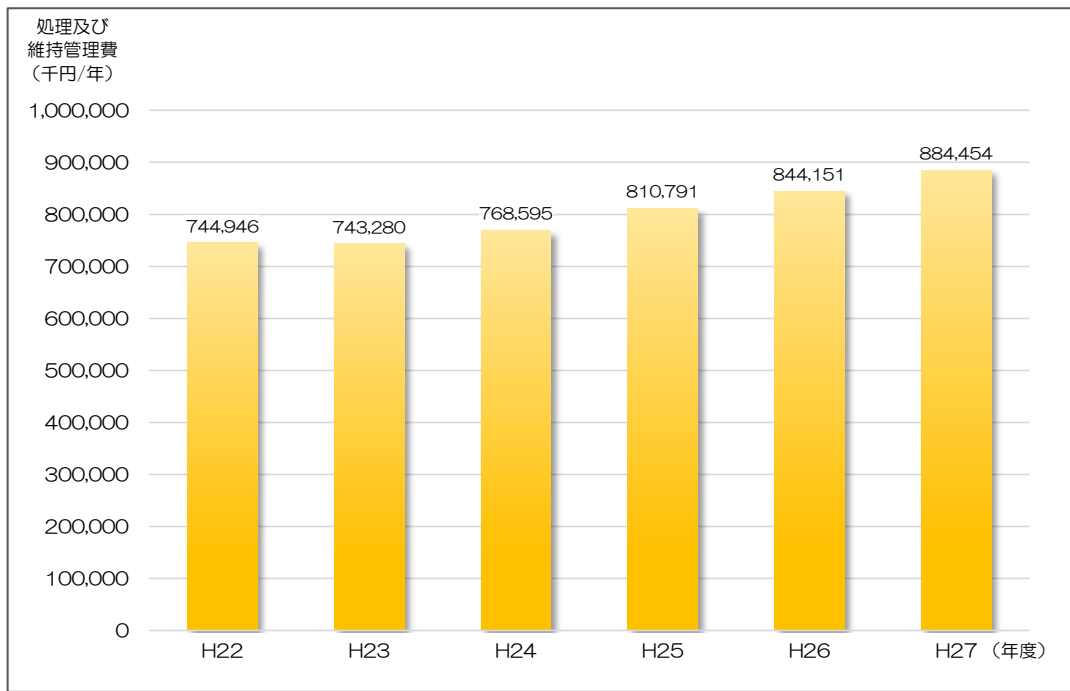
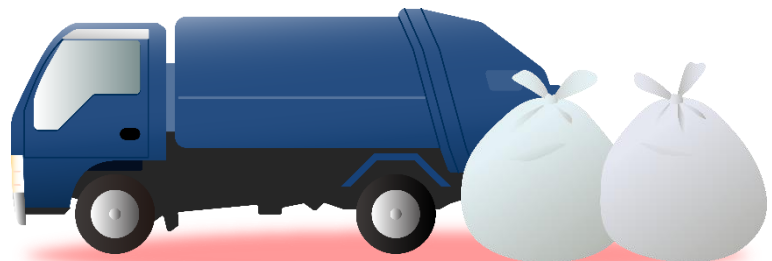


図 3-18 処理及び維持管理費の推移



2. ごみ排出量の将来予測

2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-19 に示すとおりです。

家庭系ごみ（収集ごみ・直接搬入ごみ）は、トレンド推計法*により 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみ（収集ごみ・直接搬入ごみ）については、トレンド推計法*により 1 日あたりのごみ排出量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

集団回収資源物については、トレンド推計法*により 1 日あたりの回収量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

なお、人口は、「志免町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 3 月）」における総人口としました。なお、人口ビジョンにおいては平成 72 年度の総人口を整理しています。総人口が示されていない平成 72 年度以外の年度については、毎年同数が増加するものと想定しデータを補完しました。

※トレンド推計法とは、過去の傾向が将来も同じように推移するという考え方による推計方法。

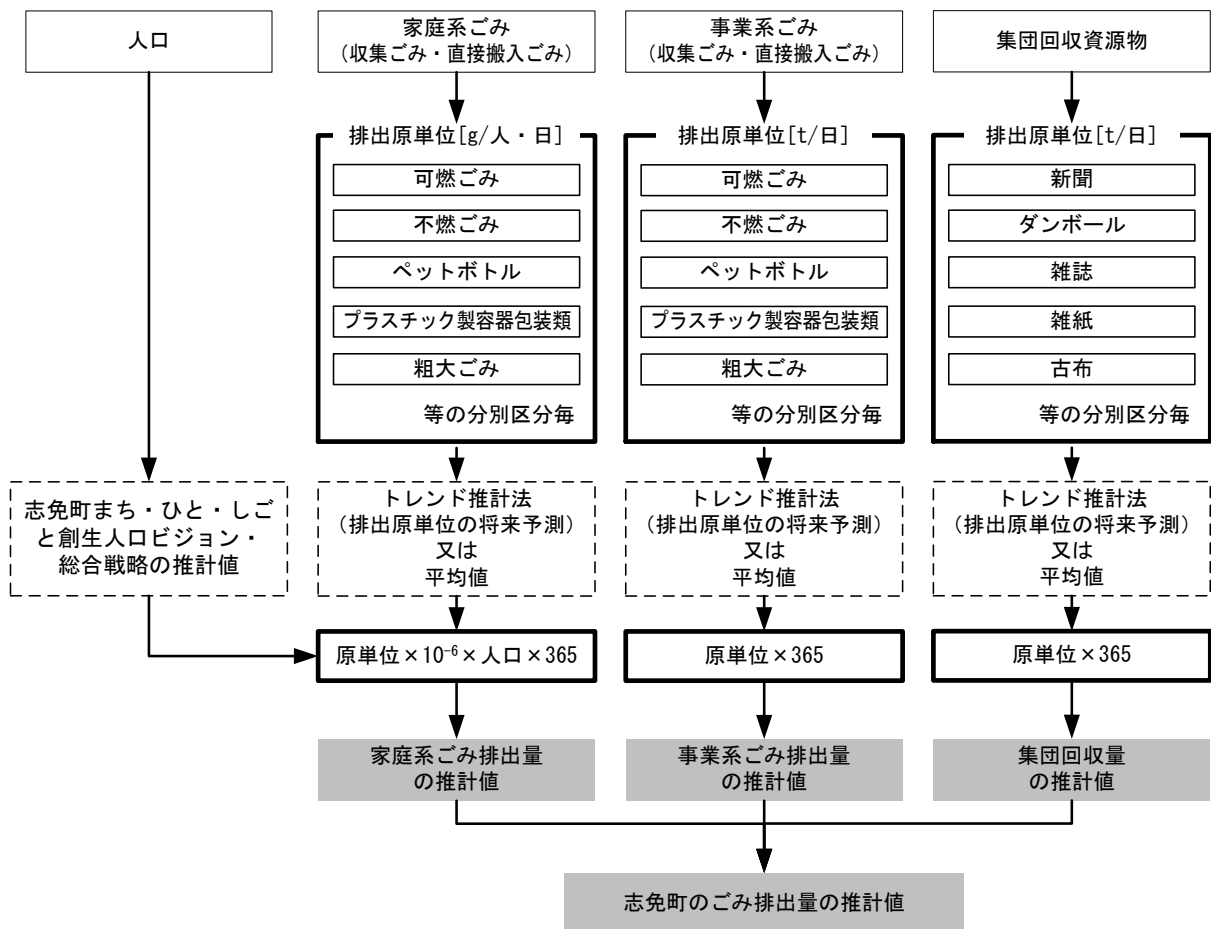


図 3-19 将来予測の手順

2.2 将来予測の結果

本町のごみ排出量の現状と将来の見込みを表 3-22 及び図 3-20 に示します。本町の人口は増加傾向にあり、ごみ排出量も増加します。特に、可燃ごみが増加する見込みとなっており、可燃ごみの削減に向けた取り組みが必要となります。

表 3-22 ごみ排出量の現状と将来の見込み

	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 43 年度
行政区域内人口 (人)	45,472	45,776	45,593	45,748	46,089
ごみ排出量 (t/年)	12,207	12,179	12,284	12,640	13,097
可燃ごみ	10,151	10,258	10,366	10,636	11,084
不燃ごみ	89	79	85	86	87
資源ごみ	754	749	780	786	793
粗大ごみ	86	91	94	90	91
その他	14	15	15	15	15
混合ごみ*	0	0	0	0	0
家電4品目	1	1	1	2	2
集団回収	1,112	986	943	1,025	1025
家庭系ごみ (t/年)	9,883	9,979	10,119	10,346	10,755
事業系ごみ (t/年)	1,212	1,214	1,222	1,269	1,317
集団回収 (t/年)	1,112	986	943	1,025	1,025
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	559.0	560.1	569.4	581.2	600.8

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

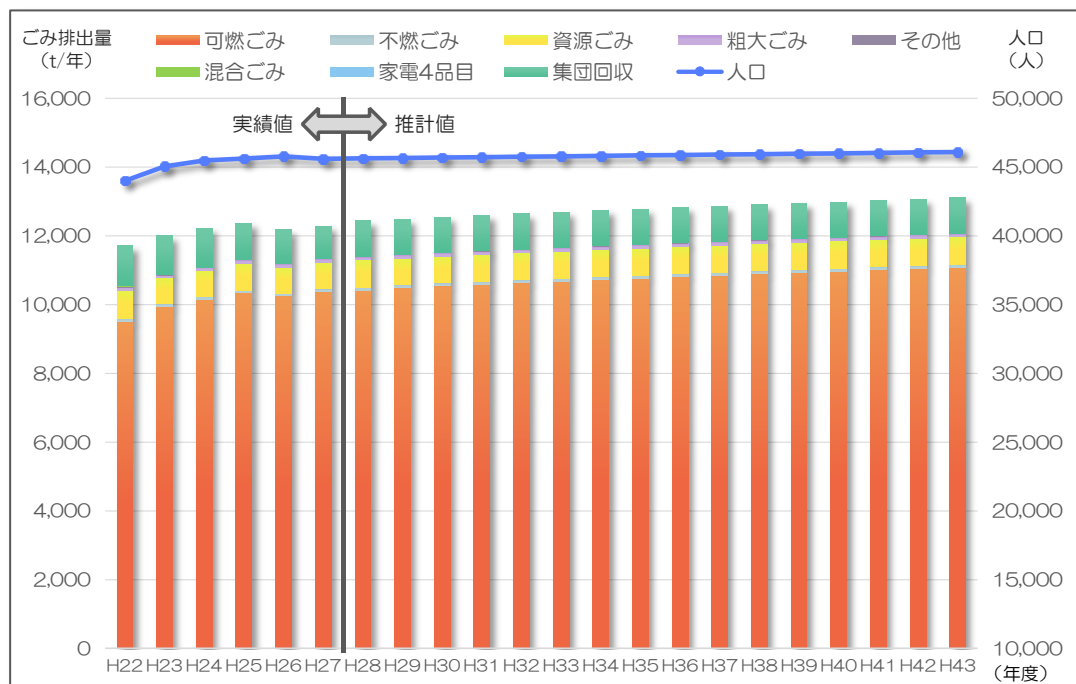


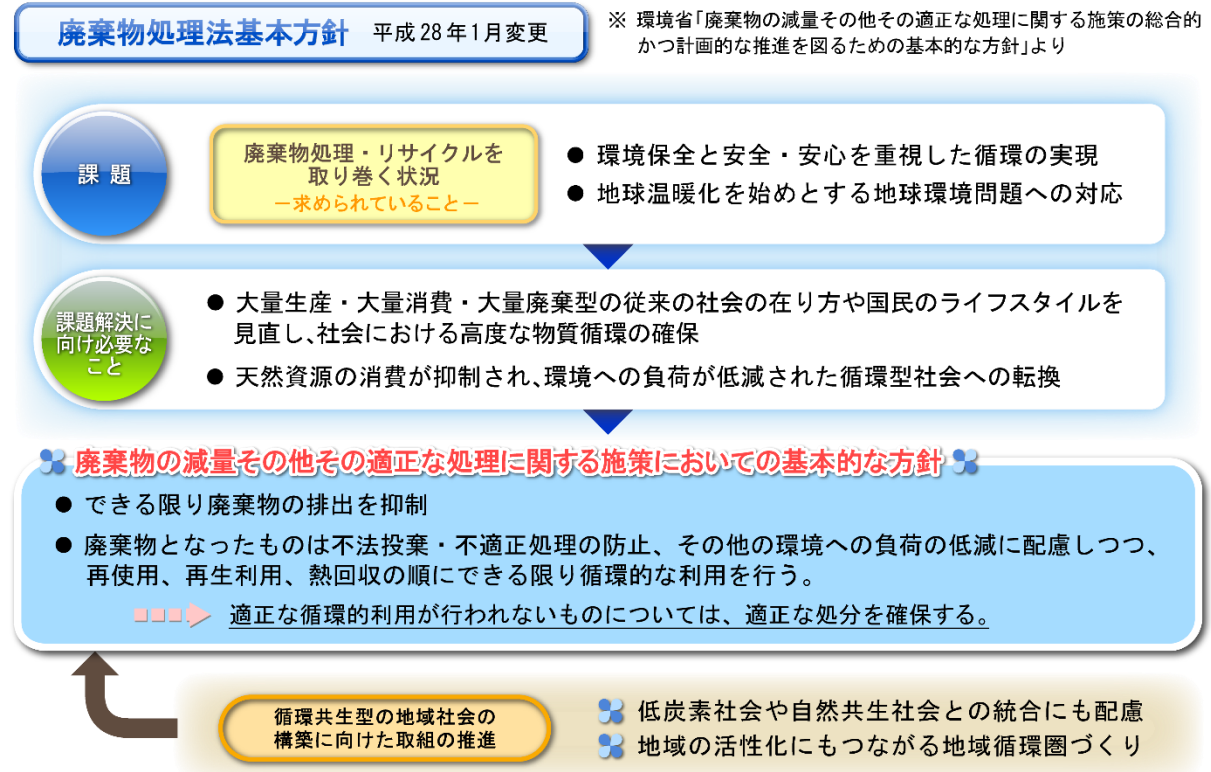
図 3-20 ごみ排出量の現状と将来の見込み

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

3. ごみ処理の評価

3.1 国・県における数値目標

国では、平成 28 年 1 月に廃棄物処理法における国の基本方針を定めており、一般廃棄物の減量化等の目標数値を掲げています。国の基本方針の概要を図 3-21 に示します。



【廃掃法における国の基本方針（平成 28 年 1 月）】

- ◆ 平成 24 年度に対し平成 32 年度において排出量を約 12%削減
- ◆ 平成 32 年度において再生利用率（リサイクル率）を約 27%
- ◆ 平成 24 年度に対し平成 32 年度において最終処分量を約 14%削減
- ◆ 平成 32 年度において 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を 500g/人・日

図 3-21 国の基本方針の概要

国の基本方針に対する本町の見込みは、表 3-23 に示すとおりとなります。

表 3-23 国の基本方針に対する本町の見込み

	平成 24 年度	平成 32 年度	本町の達成の見込み	
	実績値	推計値		
排出量 (t)	12,207	12,640	+3.0%	×
再生利用率（リサイクル率）(%)	60.5	64.0	—	○
最終処分量 (t)	174	144	-17.2%	○
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	559.0	581.2	—	×

また、福岡県は、平成28年3月に福岡県廃棄物処理計画を策定しており、その中で以下に示す数値目標を掲げています。福岡県廃棄物処理計画の概要を図3-22に示します。

福岡県廃棄物処理計画 平成28年3月策定

※ 福岡県廃棄物処理計画(平成28年3月)より、一般廃棄物に係る循環型社会形成に向けた基本的な考え方を抜粋。

福岡県廃棄物処理計画の基本方針

1 循環型社会の構築

廃棄物の発生・排出抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再利用(Recycle:リサイクル)の順番で取り組み、リサイクルと比べて環境負荷軽減効果大きい2R(リデュース、リユース)を優先的に推進する。
また、環境教育・環境学習を通じて自ら地域の課題について取り組む、人づくり、地域づくりを進める。

2 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

発生した廃棄物については、県民や事業者においては分別やルールに基づいた排出を徹底し、市町村や処理業者においては、廃棄物処理法等の関連法規の遵守及びしっかりした管理体制の整備による適正処理を図る。
また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分と臨むとともに、各主体の連携による監視指導に係る取組みの一層の充実強化を行う。

3 災害廃棄物の適正処理

災害発生地域の迅速な復興には災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要であり、災害廃棄物の処理手順等を早急に定めるとともに、市町村との連携を図る。

【福岡県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化等の目標】

- ◆ 平成26年度に対し平成32年度において排出量を2%削減
- ◆ 平成26年度に対し平成32年度において1人1日あたり家庭系ごみ排出量を1%削減(538g)
- ◆ 平成32年度において再生利用率(リサイクル率)を23%。
- ◆ 平成26年度に対し平成32年度において最終処分量を2%削減

図3-22 福岡県廃棄物処理計画の概要

県の目標に対する本町の見込みは、表3-24に示すとおりとなります。
本町においては、排出量が増加傾向にあり、排出量の目標達成は困難な状況です。
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量についても同様で、現状のままで推移すると県の掲げる数値目標の達成は困難な状況にあります。
再生利用率は現状でも高い率であることから、将来的にも達成する見込みですが、固形燃料に依存している面があり、固形燃料以外でのリサイクル率の向上が求められます。
最終処分量は、ごみ排出量の増加によって、最終処分量も増加することから、将来的にも微増する結果となります。

表 3-24 県の目標と本町の状況

	平成 26 年度	平成 32 年度	本町の達成の見込み	
	実績値	推計値		
排出量 (t)	12,179	12,640	+3.8%	×
1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量 (g/人・日)	560.1	581.2	+3.8%	×
再生利用率 (%)	62.7	64.0	—	○
最終処分量 (t)	126	144	+14.3%	△

3.2 類似団体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行いました。

(1) 評価指標

評価指標は、表 3-25 に示す 5 つについて設定しました。

表 3-25 類似団体の平均を基準とした評価の指標 (平成 26 年度)

評価指標		算出式
循環型 社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日) ごみ排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
	廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF※を除く) (t/t) 資源化量 ÷ ごみ排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t) 最終処分量 ÷ ごみ排出量
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年) 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t) (処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ排出量 - 最終処分量)

※ごみ固形燃料のこと。

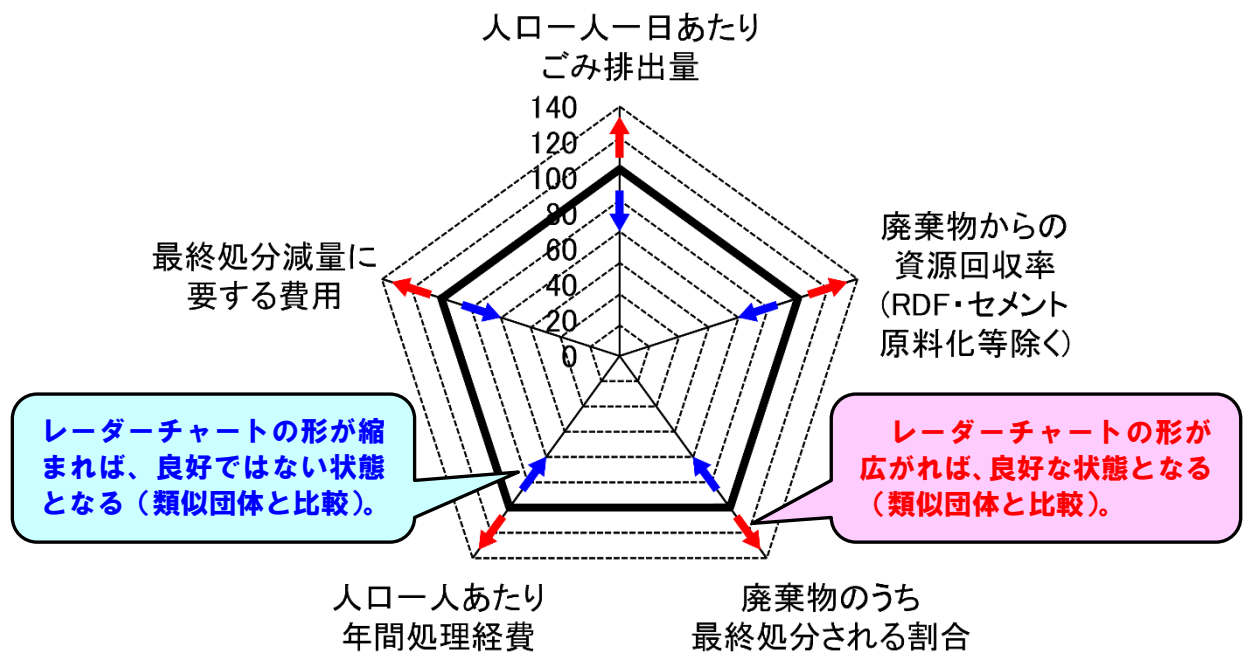
(2) 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、141 の類似団体の平均値と比較することにより行いました。類似団体の平均と本町の各指標をレーダーチャートで比較することにより本町の水準が明らかになります。

【レーダーチャートの見方】

レーダーチャートの見方は、以下に示すとおりです。

- 指標毎に、抽出した類似団体（市町村）の平均値が 100 となっています。
- レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示しています。
- 人口 1 人 1 日あたりごみ排出量は、少ないほど外側に広がります。
- 廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）は、高いほど外側に広がります。
- 廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がります。
- 人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がります。
- 最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がります。



(3) 評価結果

評価の結果は、表 3-26 及び図 3-23 に示すとおりです。

「人口1人1日あたりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」については、他の類似団体の平均を上回っており、排出量、リサイクル率、最終処分といったごみ排出・処理・処分状況を表す指標については、比較的良好な状態にあると言えます。

一方、「人口1人あたり年間処理費」と「最終処分減量に要する費用」については、他の類似団体の平均を下回っており、ごみ処理に係る経費の面においては、良好な状態にあるとは言えません。

表 3-26 類似団体の平均を基準とした評価の結果

	人口1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF 除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	906	0.193	0.091	12,805	40,156
最大	1,653	0.482	0.784	27,768	85,448
最小	643	0.062	0	4,430	12,269
志免町	729	0.146	0.010	18,952	71,984
指数値 ^{※1}	119.6 ^{※2}	75.4 ^{※3}	188.6 ^{※2}	52.0 ^{※2}	20.7 ^{※2}

※1 類似団体の平均値=100

※2 $(1 - (\text{志免町実績値} - \text{平均値}) \div \text{平均値}) \times 100$

※3 $\text{志免町実績値} \div \text{平均値} \times 100$

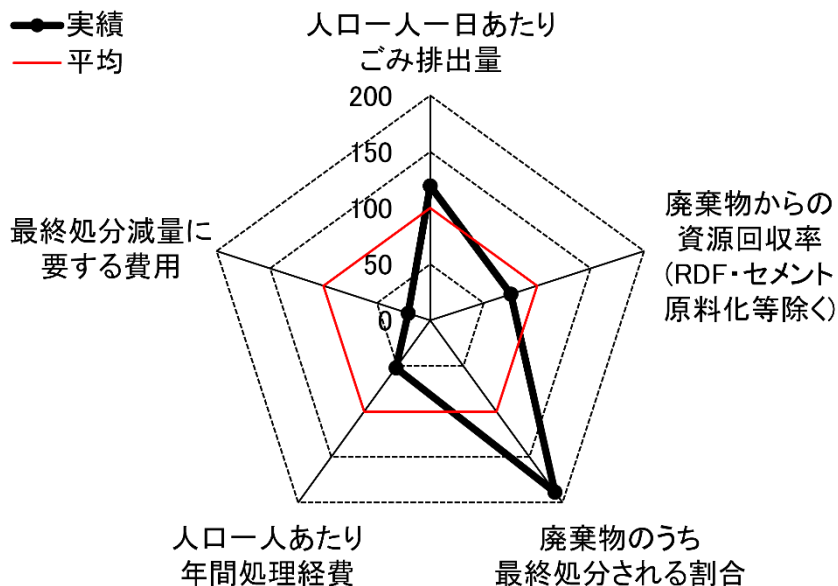


図 3-23 類似団体の平均を基準とした評価の結果

※ 各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を100（図 3-23 に赤線で示す）として評価）

4. ごみ処理の課題

本町のごみ処理の現状を踏まえた課題は以下のとおりです。

課題 1 | ごみ発生抑制

ごみ排出量は増加傾向にあり、平成 27 年度実績で 12,284t/年となっています。家庭系ごみ、事業系ごみ共に増加傾向にあり、1 人 1 日あたりのごみ排出量についても増加傾向で推移しています。家庭系ごみ及び事業系ごみのそれぞれにおいて、ごみ排出量の削減に向けた取組みの強化が望まれます。

課題 2 | リサイクルの推進

本町のリサイクル率は、ペットボトルや容器包装プラスチック等の資源化、紙類の集団回収及びごみの固形燃料化処理により、平成 27 年度実績で 65.7%と高い数値を維持していますが、ごみの固形燃料化処理によるところが大きいいため、ごみの固形燃料も含め更なるリサイクルシステムを構築し、リサイクル率の向上に努めることが望まれます。

課題 3 | 中間処理方法の検討

大牟田リサイクル発電事業が平成 34 年度末で終了します。平成 35 年度以降の可燃ごみを適正に処理するため、クリーンパークわかすぎにおける固形燃料化処理の継続を含め、今後の処理システムを検討する必要があります。

課題 4 | ごみ処理経費の削減

本町のごみ処理経費は、他の類似団体との比較においても 1 人あたりの処理経費が高い結果を示しています。

クリーンパークわかすぎの代替施設を計画する場合の処理方式の選定においては、処理経費の削減に配慮した方式を選定することが望まれます。

5. ごみ処理の基本方針

本町における一般廃棄物処理に係る基本方針は、県と一体となって循環型社会の構築、適正処理、災害廃棄物の適正処理に努めるものとし、福岡県の掲げる基本方針を踏襲した以下に示す3つの基本方針とします。

【 基本方針 】

1. 循環型社会の構築
2. 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
3. 災害廃棄物の適正処理

6. 具体的な施策

本町では、町民・事業者・行政の協働により、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に努めるものとします。

各主体の役割は以下に示すとおりです。

6.1 町民の取り組み

取組 ① 3R を意識したライフスタイルの確立

日常生活の中で、ごみの排出量を削減し、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））の推進に努めます。

- 《例》
- ・ 本当に必要かを考えて購入する
 - ・ 使い捨て商品の使用抑制
 - ・ 環境に配慮された商品を選ぶ
 - ・ 長く使用できるものを選ぶ 等

取組 ② マイバック運動の推進

マイバックを持参し、レジ袋を受け取らないよう努めます。

取組 ③ 分別収集への協力

ごみの分別を徹底し、ごみ減量化に努めます。

取組 ④ 集団資源回収への積極的な参加

地域の自治会、子ども会、老人会等の集団資源回収へ積極的に参加・協力し、資源化の向上に努めるようにします。

取組 ⑤	生ごみの水切り
生ごみ排出時に水分をよく切って排出することは、非常に簡単なことであり、効果的な減量化の方法です。町民各自が水切りを徹底して行い、生ごみの減量化に努めます。	

取組 ⑥	食品ロスの発生・排出抑制の推進
封をきらずに捨てられた「手つかず食品」やたくさん買いすぎて食べ切れなかった食品等の食品ロスの発生を抑制するため、必要な量を良く考えて購入することに努めます。	

取組 ⑦	家庭での生ごみ処理の促進
生ごみ処理容器設置費補助金制度を活用し、家庭ごみで大きな割合を占める生ごみについて、積極的に減量に努めます。	

6.2 事業者の取り組み

取組番号 ①	事業系ごみの自己処理責任の徹底	※資源化に係る取組と共通
事業系ごみの家庭系ごみへの混入抑制や、事業系ごみの排出及び分別について、ごみの自己処理責任を徹底します。		

取組番号 ②	ごみ減量推進
大量排出事業者は、事業系一般廃棄物の処理に関する実績の報告や減量化に関する計画の作成など計画的なごみ減量の推進に努めます。	

6.3 行政の取り組み

取組番号 ①	排出抑制の指導
事業所の廃棄物処理の実態を把握し、事業所内による資源化や自家処理の推進を指導するとともに、排出抑制や減量化の指導を行います。	

取組番号 ②	環境教育の実施	※資源化に係る取組と共通
次世代を担う子ども達にごみ問題に関する意識が育まれるように、小・中学校における環境教育を実施します。		

取組番号 ③	生ごみの減量
厨芥類のたい肥化を推進するために、生ごみ処理容器設置費補助金制度を今後も継続し、利用拡大のための啓発を行います。	

取組番号 ④	一般廃棄物排出事業者等排出量の把握
事業系ごみの排出抑制対策を講じるため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行い、抑制対策の検討を行います。	

7. ごみ処理に係る数値目標

本町においては、課題で整理したとおり、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等の課題があります。国及び県が掲げる数値目標を基に、計画目標年次（平成43年度）におけるごみ排出量、リサイクル率、最終処分量に係る数値目標を以下のとおり掲げます。

目標1 ごみ排出量を平成43年度において、11,921t以下にする。

本町のごみ排出量は増加傾向にあり、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみの削減を行うものとします。1人1日あたり家庭系ごみ排出量については、生ごみの減量化や資源ごみの分別の徹底等により、県の掲げる538g/人・日（平成32年度）を目指すものとします。

事業系ごみにおいても、県の目標を参考に、事業系ごみの大半を占める可燃ごみについて排出量の削減を行い、平成27年度に対し平成32年度において、2%の削減を目指すものとします。

平成32年度以降も家庭系ごみ、事業系ごみともに排出抑制に努め、計画目標年次である平成43年度において、11,921t以下を目標として設定します。

目標2 リサイクル率を平成43年度において、65.4%^{※1}（18.1%^{※2}）以上にする。

本町のリサイクル率は、良好な状況にありますが、固形燃料を除いた場合のリサイクル率の向上に努める必要があります。今後は、古紙類を中心とした資源ごみの分別徹底等によって、計画目標年次である平成43年度において、固形燃料を除いたリサイクル率について、現状（平成27年度実績値）以上を目指すものとします。

※1 RDF化処理を継続した場合のリサイクル率

※2 固形燃料を除いたリサイクル率

目標3 最終処分量を平成43年度において、132t以下にする。

本町の最終処分量は、良好な状況にありますが、今後は排出量の増加に伴い微増傾向となります。排出量の削減により、最終処分量の更なる削減を目指し、計画目標年次である平成43年度において、現状（平成27年度実績値）以下の最終処分量を目指すものとします。

7.1 ごみ排出量

本町の目標数値を達成したときのごみ排出量等の数値は表 3-27 及び図 3-24 に示すとおりとなります。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量を削減することにより、ごみ排出量全体の削減を目指します。

また、資源ごみの分別を徹底し、資源ごみ及び集団回収量を向上させます。

表 3-27 ごみ排出量等の数値（目標達成時）

	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)	平成 43 年度/ 平成 27 年度
行政区域内人口 (人)	45,593	45,748	46,089	1.1%
ごみ排出量 (t)	12,284	12,050	11,921	-3.0%
家庭系ごみ (t)	10,119	9,639	9,447	-6.6%
資源ごみ (t)	644	683	706	9.6%
事業系ごみ (t)	1,222	1,207	1,183	-3.2%
集団回収量 (t)	943	1,204	1,291	36.9%
1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量※ ¹ (g/人・日)	569.4	536.4	519.6	-8.7%

※ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量・・・(家庭系ごみー資源ごみ)/人口/365

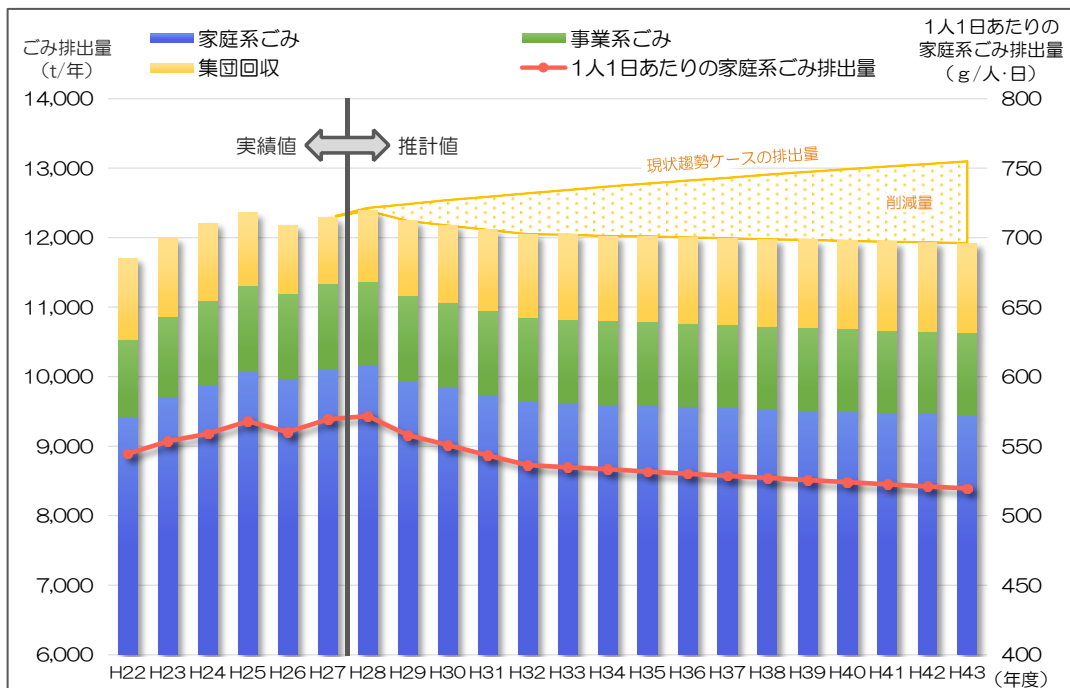


図 3-24 ごみ排出量等の推移（対策ケース）

ごみの種類別の排出量を表 3-28 及び図 3-25 に示します。今後は、生ごみの削減や可燃ごみからの資源ごみの分別を徹底し、可燃ごみの削減を図るものとします。

また、分別の徹底により、各種の資源ごみ量を増加させ、リサイクル率の向上を目指すものとします。

表 3-28 ごみの種類別の排出量（目標達成時）

ごみ排出量 (t/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
ごみ排出量	12,284	12,050	11,921
可燃ごみ	10,366	9,825	9,584
不燃ごみ	85	86	87
資源ごみ	780	828	851
ペットボトル	78	89	94
プラスチック製容器包装類	163	196	209
金属類	88	76	77
空きかん・びん	386	394	398
粗大ごみ	94	90	91
その他	15	15	15
混合ごみ*	0	0	0
集団回収	943	1,204	1,291
家電4品目	1	2	2

※ 混合ごみとは、清掃活動によって生じた埋立物のこと。

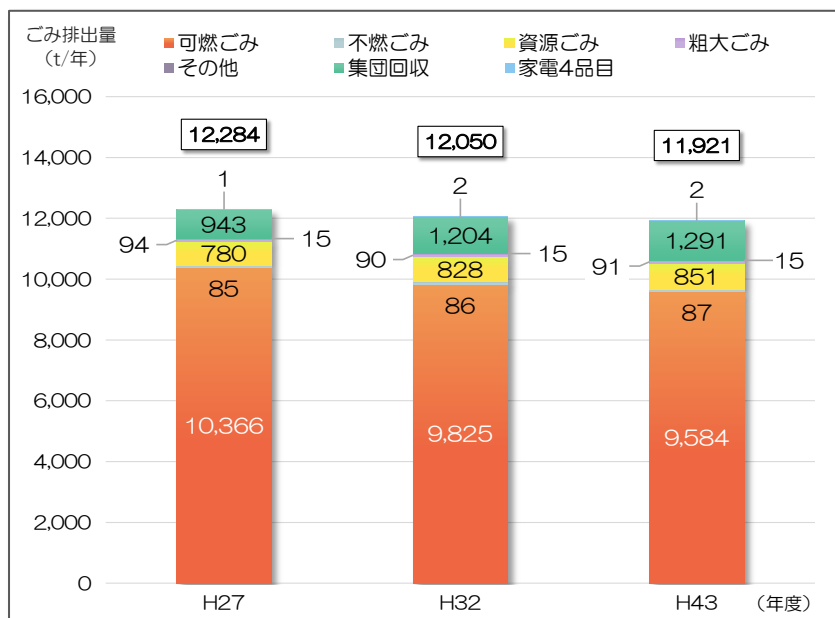


図 3-25 ごみの種類別の排出量

7.2 リサイクル率

施策の実施により目標数値を達成したときの本町の資源化量とリサイクル率の推移は、表 3-29 及び図 3-26 に示すとおりです。

計画目標年次である平成 43 年度において、リサイクル率 65.4%^{※1} (18.1%^{※2}) を目標とします。

※1 RDF 化処理を継続した場合のリサイクル率

※2 固形燃料を除いたリサイクル率

表 3-29 資源化量とリサイクル率の推移

	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
資源化量 (t)	8,073	7,829	7,797
固形燃料	6,314	5,783	5,643
固形燃料化施設資源化 (金属類)	26	29	29
リサイクルセンターからの資源化	641	656	677
その他資源化	149	157	157
集団回収量	943	1,204	1,291
リサイクル率 (%)	65.7 ^{※1} (14.3 ^{※2})	65.0 ^{※1} (17.0 ^{※2})	65.4 ^{※1} (18.1 ^{※2})

※1 RDF 化処理を継続した場合のリサイクル率

※2 固形燃料を除いたリサイクル率

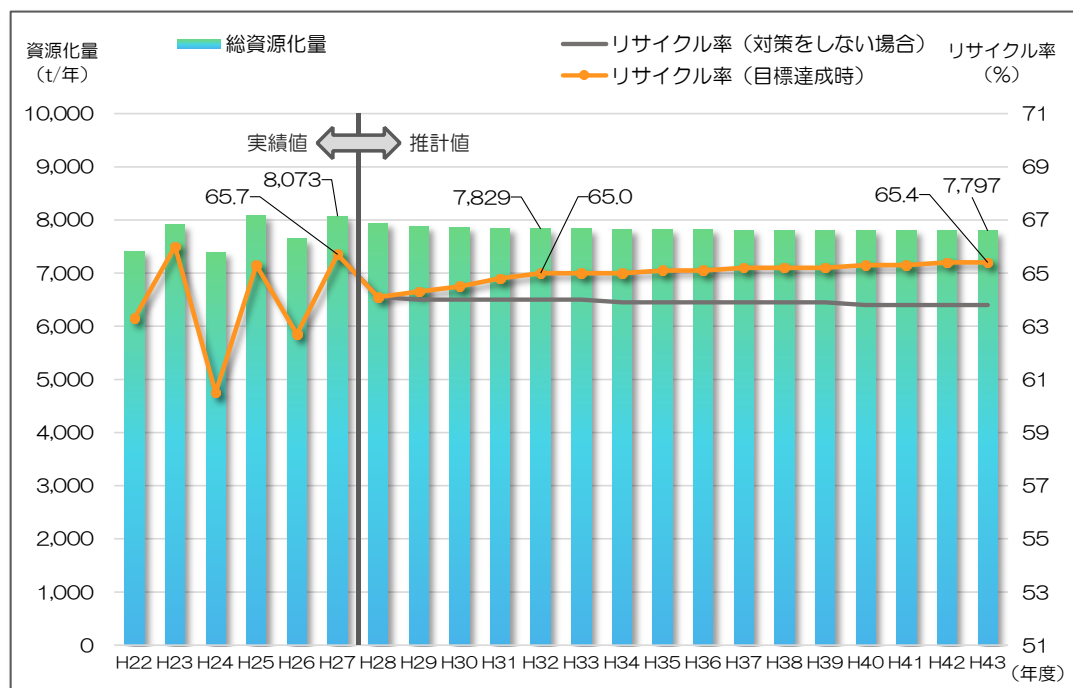


図 3-26 資源化量とリサイクル率の推移

※ RDF 化処理を継続した場合のリサイクル率

7.3 最終処分量

施策の実施により目標数値を達成したときの本町の最終処分量の推移は、表 3-30 及び図 3-27 に示すとおりです。

各取組を確実に実施することにより、目標数値の達成を目指します。

表 3-30 最終処分量の推移

(t/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
最終処分量	136※	130※	132※

※ RDF 化処理を継続した場合の最終処分量

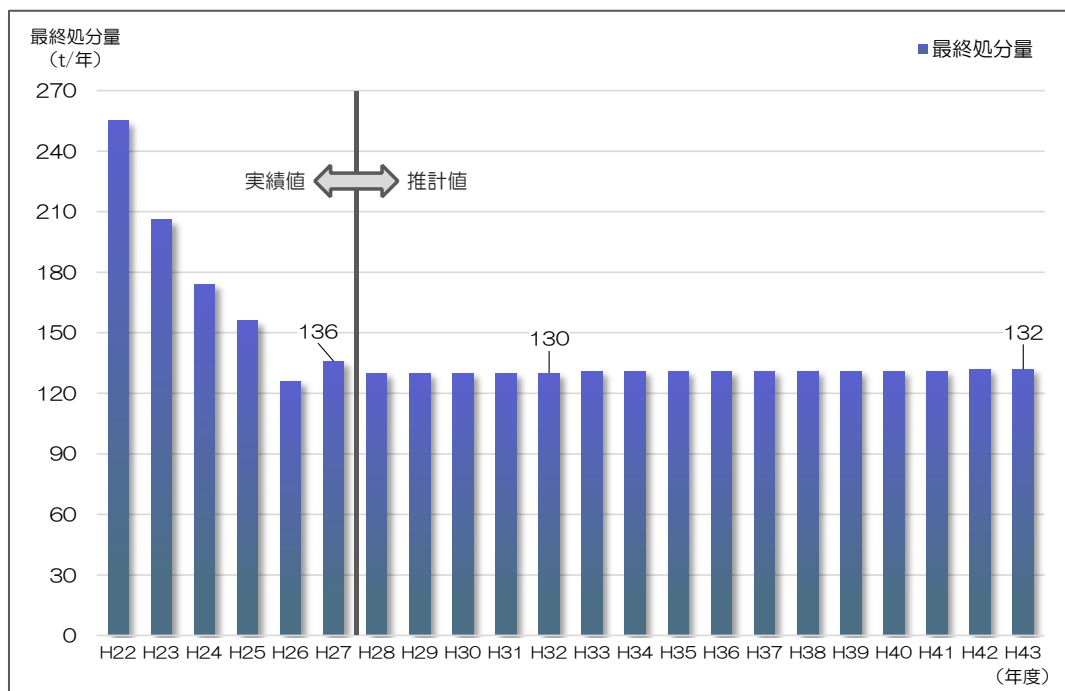


図 3-27 最終処分量の推移

※ RDF 化処理を継続した場合の最終処分量

8. 収集・運搬計画

本町の今後のごみの収集運搬計画において、計画収集区域は、現状と同様に町内全域とします。

ごみの収集運搬方法は、表 3-31 及び表 3-33 に示すとおりです。これまでと同様に、家庭系ごみは4区分8品目、事業系ごみは3区分7品目とします。

なお、収集できないごみは表 3-32 及び表 3-34 に示すとおりであり、それぞれ適切な排出と処理に努めるものとします。

表 3-31 ごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

種 類		収集回数	収集方式	処分方法	排出方法
燃やせるごみ		2回/週	戸別	RDF 化处理※	指定ごみ袋
燃やせないごみ	ペットボトル	2回/月	ステーション	資源化	指定ごみ袋
	プラスチック製容器包装類				
	金属類	資源化・埋立			
	空きかん・空きびん				
	陶器・ガラス・その他				
粗大ごみ		随時/予約制	戸別	資源化・埋立	粗大ごみ用シール
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計 (ガラス製品)	1回/月	ステーション	資源化	透明な袋

※ 平成 35 年度以降は未定

表 3-32 収集できないごみの概要（家庭系ごみ）

品 目	
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器(家電リサイクル法)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

※ 上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

表 3-33 ごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

種 類		収集回数	収集方式	処分方法	排出方法
燃やせるごみ		2回/週	収集業者と協議	RDF 化处理※	指定ごみ袋
燃やせないごみ	ペットボトル	2回/月		資源化	指定ごみ袋
	プラスチック製容器包装類				
	金属類	資源化・埋立			
	空きかん・空きびん				
	陶器・ガラス・その他				
粗大ごみ		随時/予約制		資源化・埋立	粗大ごみ用シール

※ 平成 35 年度以降は未定

表 3-34 収集できないごみの概要（事業系ごみ）

品 目	
有害ごみ	廃乾電池、廃蛍光管等
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器（家電リサイクル法）	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

※ 上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

9. 中間処理計画

9.1 ごみ処理の流れ

本町のごみ処理は、平成34年度までは、現状のごみ処理体制により適正処理を行うものとし、平成35年度以降のごみ処理については、可燃ごみを適正に処理するため、クリーンパークわかすぎにおける固形燃料化処理の継続を含め各種検討を行っていくものとします。

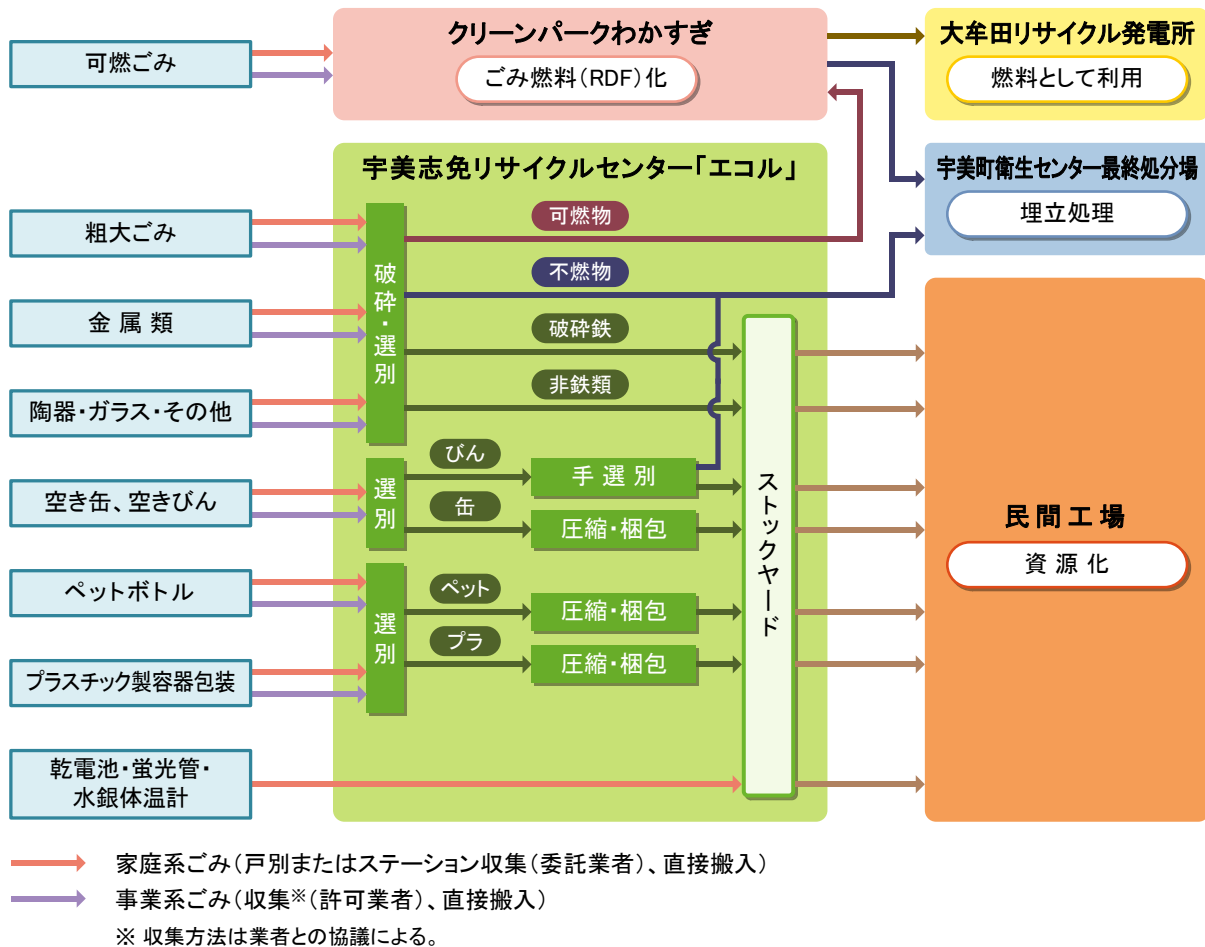


図 3-28 ごみ処理の流れ（平成29～34年度）

9.2 目標達成時の中間処理量の見込み

可燃ごみ処理施設における中間処理量の見込みを表 3-35、リサイクルセンター処理量の見込みを表 3-36 に示します。

表 3-35 可燃ごみ処理施設の処理量の見込み

(t/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
家庭系可燃ごみ	9,299	8,781	8,564
事業系可燃ごみ	1,067	1,044	1,020
リサイクルセンター残渣	34	43	46
合 計	10,400	9,868	9,630

表 3-36 リサイクルセンター処理量の見込み

(t/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
不燃ごみ	85	86	87
粗大ごみ	94	90	91
容器包装プラスチック	163	196	209
缶・びん	386	394	398
ペットボトル	78	89	94
金属類	88	76	77
合 計	894	931	956

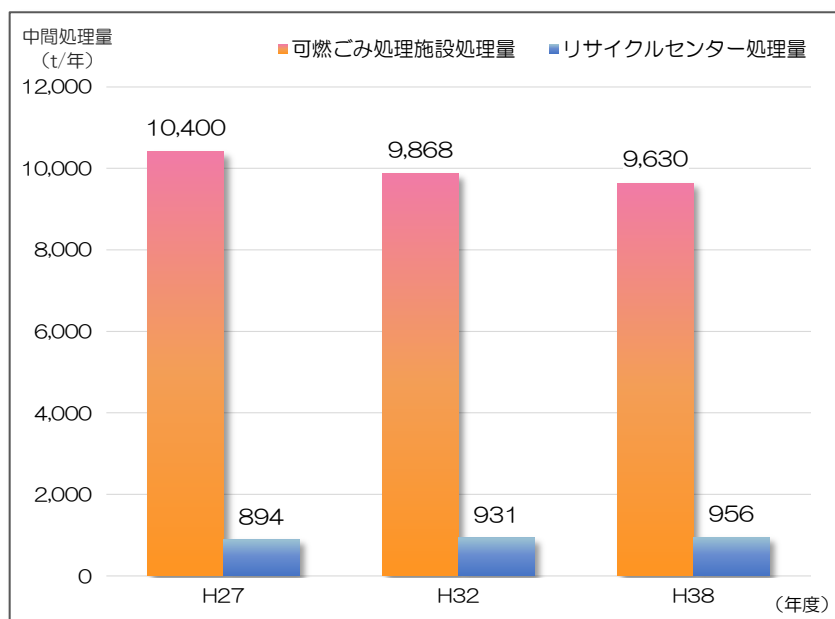


図 3-29 中間処理量の見込み

資源化量及びリサイクル率の見込みを表 3-37 及び図 3-30 に示します。

表 3-37 資源化量及びリサイクル率の見込み

	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
資源化量 (t)	8,073	7,829	7,797
固形燃料	6,314	5,783	5,643
固形燃料化施設からの金属類	26	29	29
リサイクルセンター資源化量	641	656	677
その他資源化	149	157	157
リサイクル率 (%)	65.7 ^{※1} (14.3 ^{※2})	65.0 ^{※1} (17.0 ^{※2})	65.4 ^{※1} (18.1 ^{※2})

※1 RDF 化処理を継続した場合のリサイクル率

※2 固形燃料を除いたリサイクル率

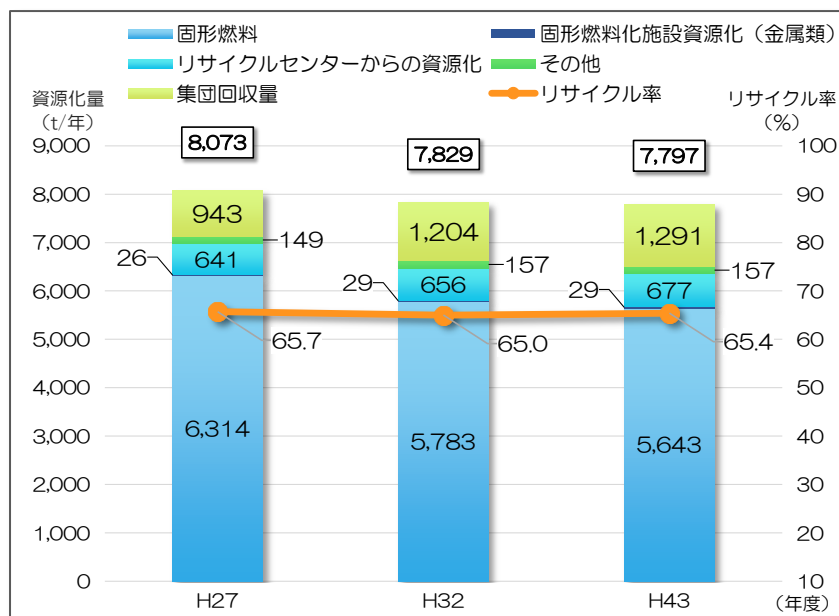


図 3-30 資源化量及びリサイクル率の見込み

※ RDF 化処理を継続した場合のリサイクル率

10. 最終処分計画

可燃ごみ処理施設及びリサイクルセンターから発生する残渣や不燃残渣は、宇美町一般廃棄物最終処分場において最終処分するものとします。

将来的な最終処分量の見込みは表 3-38 及び図 3-31 に示すとおりです。

表 3-38 最終処分量の見込み

(t/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 32 年度 (国・県目標年次)	平成 43 年度 (計画目標年次)
最終処分量	136※	130※	132※

※ RDF 化処理を継続した場合の最終処分量

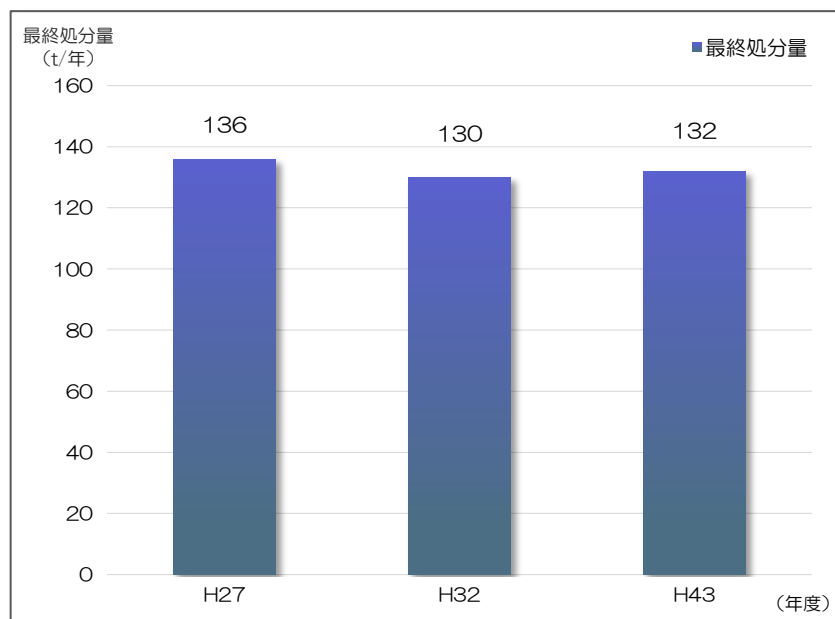


図 3-31 最終処分量の見込み

※ RDF 化処理を継続した場合の最終処分量

11. その他ごみ処理に関し必要な事項

11.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCB を使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を実施します。

(2) 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を実施します。

11.2 適正処理困難物の適正処理

本町で収集できないごみ（適正処理困難物）は表 3-39 及び表 3-40 に示すとおりであり、これらの適正処理困難物は、販売店（購入点）又は専門業者に処理を依頼することを町民や事業者へ啓発します。

表 3-39 収集できないごみの概要

品 目	
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器（家電リサイクル法）	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

※ 上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

表 3-40 収集できないごみの概要（事業系ごみ）

品 目	
有害ごみ	廃乾電池、廃蛍光管等
危険物・毒物・薬品類	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器、農薬、薬品等
大型機具・機材類	自動車、バイク、農機具、ボイラー、太陽熱温水器等
タイヤ・廃油類	タイヤ、オイル交換時の廃油、バッテリー、塗料等
特定家庭用機器（家電リサイクル法）	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
その他	パソコン、仏壇、ピアノ、オルガン、金庫、畳、ブロック等や産業廃棄物

※ 上記以外のごみで、町が処理できないごみも「収集できないごみ」とする。

11.3 不法投棄対策

不法投棄は、依然として行われ、また、投棄者の特定も困難ですが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為です。また、不法投棄の未然防止のため、平成15年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっています。

本町では、環境監視員による巡回パトロールや警告看板の設置、警察機関との連携により不法投棄を防止します。

11.4 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本町から発生する廃棄物に関しては、以下のとおり応急体制を整備し、適正に処理するものとします。

(1) 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。

災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- ・倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、町民に対して「ごみ排出」に関する広報を実施する。

(2) 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図ります。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

1.1 生活排水の処理体系

平成27年度現在の生活排水の処理体系は、図4-1に示すとおりです。

本町で発生する生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽で処理したのち公共用水域へ放流されています。一部の生活雑排水は、未処理のまま公共用水域へ放流されています。

また、し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理され、処理過程で発生する汚泥については、し尿処理施設等で処理しています。

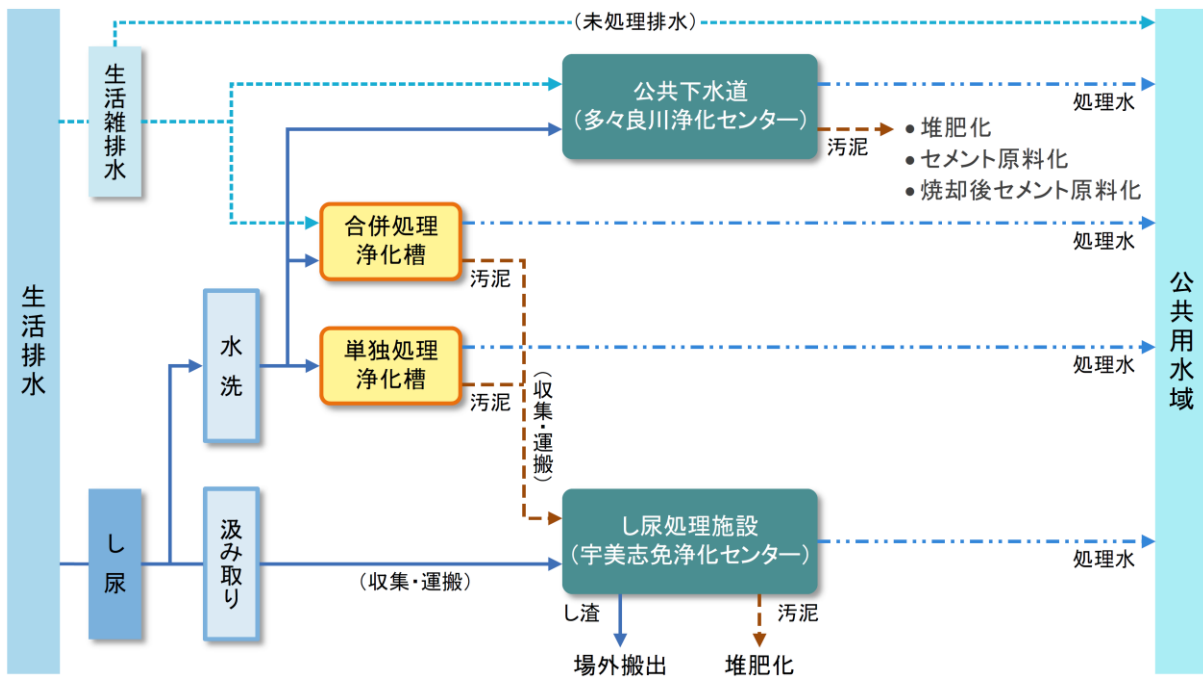


図 4-1 生活排水の処理体系 (平成 27 年度現在)

1.2 処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、表 4-1 及び図 4-2 に示すとおりです。

計画処理区域内人口のうち、約 95%が公共下水道で処理されています。

また、生活排水処理率は、平成 27 年度において約 97%となっています。

表 4-1 処理形態別人口の推移

(人)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画処理区域内人口	44,445	45,441	45,472	45,617	45,776	45,593
生活排水処理人口	41,932	43,332	43,553	43,908	44,144	44,127
公共下水道	40,435	40,836	42,411	43,021	43,431	43,438
合併処理浄化槽	521	809	304	263	190	181
生活排水未処理人口	3,489	3,796	2,757	2,333	2,155	1,974
単独処理浄化槽	976	1,687	838	624	523	508
計画収集	2,513	2,109	1,919	1,709	1,632	1,466
生活排水処理率	94.3%	95.4%	95.8%	96.3%	96.4%	96.8%

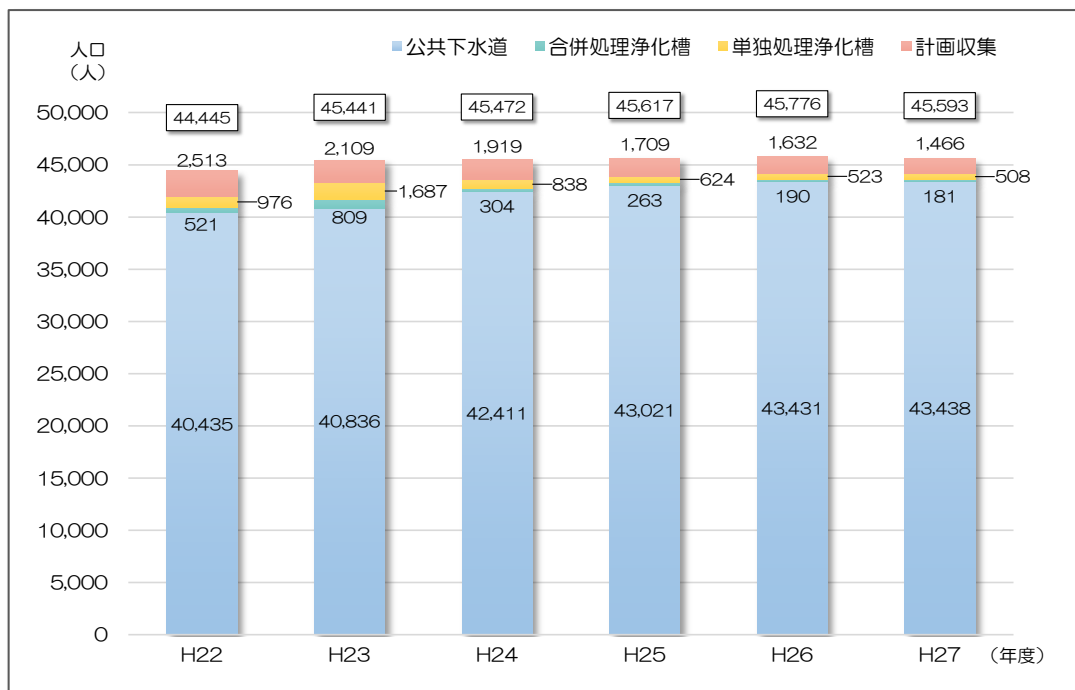


図 4-2 処理形態別人口の推移

1.3 し尿等の排出量

し尿等の排出量の推移は、表 4-2 及び図 4-3 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥は、減少傾向で推移しています。

表 4-2 し尿等の排出量の推移

(kL/年)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
排出量	3,944	3,202	3,064	2,687	2,621	2,606
し尿	2,175	1,815	1,656	1,504	1,421	1,352
浄化槽汚泥	1,769	1,387	1,408	1,183	1,200	1,254

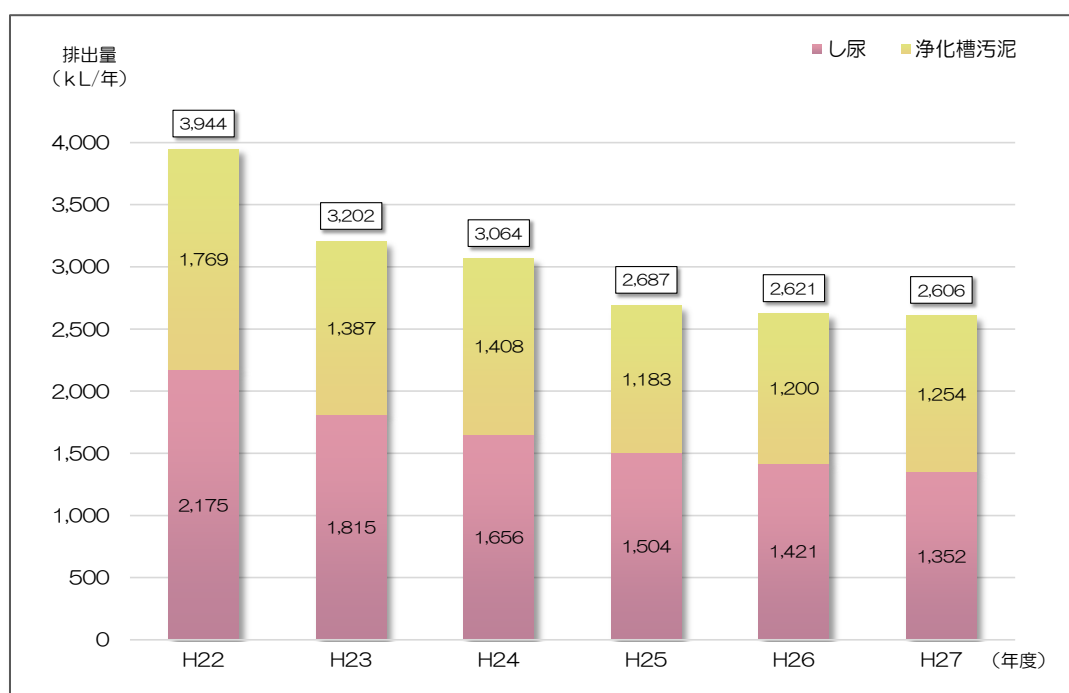


図 4-3 し尿等の排出量の推移

1.4 し尿等の性状

宇美志免浄化センターに搬入されたし尿の性状は表 4-3、浄化槽汚泥の性状は表 4-4、場外搬出後に堆肥化する乾燥汚泥の性状は表 4-5 に示すとおりです。

表 4-3 し尿の性状

(mg/L)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水温 (°C)	14.5	14.0	20.0	9.5	18.0	14.6
pH	7.9(19.5°C)	7.4(20°C)	7.7(18°C)	8.2(20°C)	6.7(20°C)	7.2(17°C)
蒸発残留物	4,690	12,000	23,000	19,000	20,000	14,000
SS	1,410	7,000	13,000	15,000	17,000	6,600
BOD	3,020	5,800	13,000	9,600	13,000	5,200
COD	1,660	4,500	7,800	11,000	7,100	4,600
全窒素	1,400	1,900	1,400	3,000	2,300	2,300
アンモニア態窒素	1,200	1,500	1,100	2,500	1,800	2,100
塩化物イオン	1,080	1,700	2,000	2,500	1,800	2,200

※ 調査対象のし尿は、本町とともに宇美町のものが混在したものの。

表 4-4 浄化槽汚泥の性状

(mg/L)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水温 (°C)	18.5	14.0	20.0	14.0	23.0	14.9
pH	6.6(19.3°C)	7.2(17°C)	6.9(15°C)	7.3(18°C)	6.9(19°C)	7.4(17°C)
蒸発残留物	2,630	6,600	15,000	5,700	15,000	3,100
SS	2,300	5,900	14,000	5,300	13,000	2,800
BOD	1,240	1,000	1,500	4,700	5,000	440
COD	1,530	2,100	5,500	10,000	9,300	1,200
全窒素	340	550	230	440	700	150
アンモニア態窒素	70	110	90	210	190	25
塩化物イオン	56	360	450	390	170	79

※ 調査対象の浄化槽汚泥は、本町とともに宇美町のものが混在したものの。

表 4-5 乾燥汚泥の性状

(mg/L)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
水銀又はその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム又はその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.001 未満
鉛又はその化合物	0.005 未満	0.006	0.005 未満	0.005 未満	0.01 未満	0.005 未満
有機リン化合物	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
六価クロム化合物	0.04 未満	0.05 未満	0.04 未満	0.05 未満	0.04 未満	0.04 未満
砒素又はその化合物	0.013	0.11	0.05 未満	0.095	0.015	0.023
シアン化合物	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
PCB	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン	0.002 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001 未満	0.0005 未満	0.001 未満	0.001 未満
ジクロロメタン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.003 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
セレン又はその化合物	0.002 未満	0.009	0.003	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
1,4-ジオキサン				0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

※ 調査対象の乾燥汚泥は、本町とともに宇美町のものが混在したものの。

1.5 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。

1.6 処理主体

生活排水等の処理主体は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 生活排水等の処理主体（平成 27 年度現在）

生活排水等の種類	処理施設の種類	処理主体
生活排水	公共下水道	志免町
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
し尿	単独処理浄化槽	各世帯、各事業所等
し尿及び浄化槽汚泥	し尿処理施設	宇美町・志免町衛生施設組合

1.7 処理施設の状況

(1) 公共下水道

公共下水道事業の概要は、表 4-7 に示すとおりです。

本町の公共下水道事業は昭和 62 年に着手し、平成 8 年に供用開始しました。全体計画区域面積は 869ha です。

なお、平成 27 年度現在において、公共下水道の普及率は 99.9%、面整備率は 92.2%となっています。

表 4-7 公共下水道事業の概要（平成 27 年度現在）

	H27 年度末
A 行政区域内人口(人)	45,614
B 処理区域内人口(人)	45,561
C 水洗化人口(人)	43,518
D 普及率(%) (B/A)	99.9
E 水洗化率(%) (C/B)	95.5
F 処理区域内面積(ha)	801
G 面整備率(%) (F÷全体計画区域面積 869ha)	92.2

(2) し尿処理施設

し尿処理施設の概要は、表 4-8 に示すとおりです。

本町内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を宇美町・志免町衛生施設組合のし尿処理施設「宇美志免浄化センター」において処理しています。

表 4-8 し尿処理施設の概要

名称	宇美志免浄化センター
所在地	福岡県糟屋郡志免町大字吉原 443 番地
事業主体	宇美町・志免町衛生施設組合
運転管理体制	委託
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋汚泥堆肥化装置
処理能力	70kL/日（し尿：50kL/日 浄化槽汚泥：20kL/日）
施設竣工	平成 13 年 3 月

1.8 し尿処理経費

し尿処理経費の推移は表 4-9、処理及び維持管理費の推移等は図 4-4 に示すとおりです。
本町のし尿処理経費は減少傾向にあり、平成 27 年度には合計で約 9,600 万円を要している状況にあります。

表 4-9 し尿処理経費の推移

(千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
建設・改良費 (中間処理施設)	1,470	41,835	0	0	0	0
処理及び維持管理費等	100,961	88,043	91,515	99,834	95,800	95,713
合 計	102,431	129,878	91,515	99,834	95,800	95,713

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

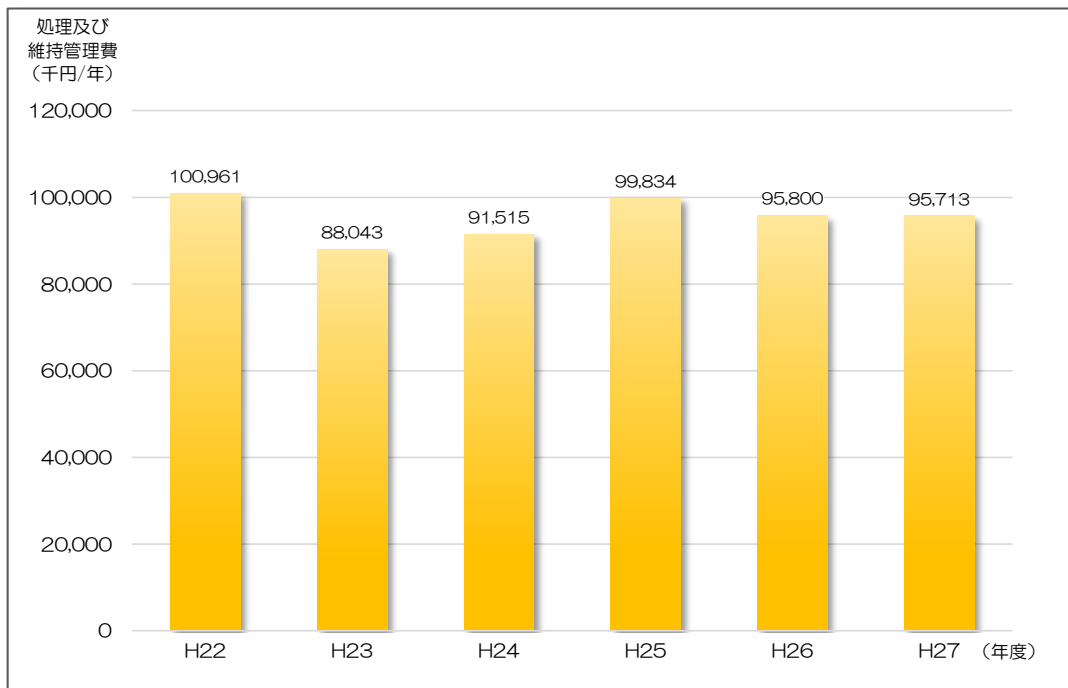


図 4-4 処理及び維持管理費等の推移

1.9 その他

(1) 公共下水道の維持管理及び改修

本町では、公共下水道の機能確保を継続するために、適切な維持管理及び改修を実施しています。

(2) 町民に対する広報・啓発活動

本町では、現状も下水道水洗化率が高い水準ではありますが、公共下水道への接続を啓発していくことにより下水道水洗化率の向上を目指しています。

2. 生活排水処理の将来予測

2.1 将来予測の手順

将来予測の手順は、以下に示すとおりです。

- ① 計画処理区域内人口は、「志免町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成28年3月）」における総人口としました。なお、人口ビジョンにおいては平成72年度の総人口を整理しています。総人口が示されていない平成72年度以外の年度については、毎年同数が増加するものと想定しデータを補完しました。
- ② 公共下水道人口、合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口は、①のとおり予測した計画処理区域内人口と「志免町汚水処理構想（平成27年12月）」における目標から推計しました。
- ③ 計画収集人口は、計画処理区域内人口－（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）としました。
- ④ し尿の排出量は、将来の計画収集人口に、直近年度である平成27年度における1人1日あたりのし尿排出量を乗じることで推計しました。
- ⑤ 浄化槽汚泥の排出量は、将来の合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口に、直近年度である平成27年度における1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量を乗じることで推計しました。

2.2 将来予測の結果

(1) 処理形態別人口

将来の処理形態別人口は、表 4-10 及び図 4-5 に示すとおりです。

公共下水道の普及により合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び計画収集人口は減少し、平成 43 年度には生活排水処理率が 100.0%になると見込まれます。

表 4-10 将来の処理形態別人口

(人)	平成 27 年度 (現 状)	平成 43 年度 (計画目標年次)
計画処理区域内人口	45,593	46,089
生活排水処理人口	44,127	46,089
公共下水道	43,438	46,089
合併処理浄化槽	181	0
生活排水未処理人口	1,974	0
単独処理浄化槽	508	0
計画収集	1,466	0
生活排水処理率 (%)	96.8%	100.0%

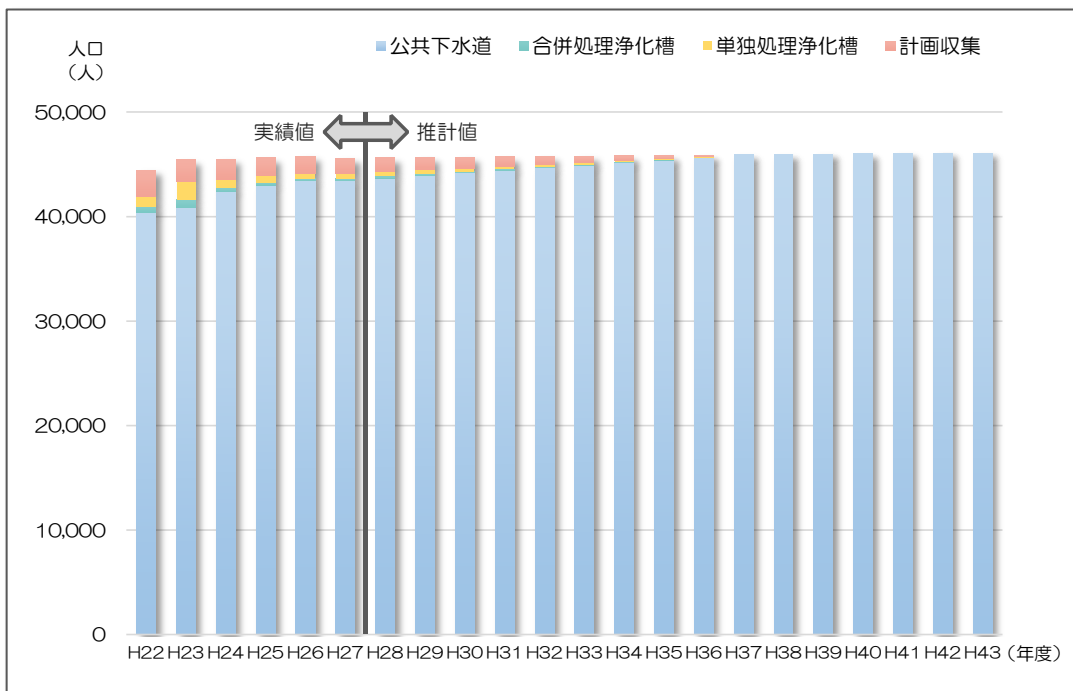


図 4-5 将来の処理形態別人口

(2) し尿等の排出量

将来のし尿等の排出量は、表 4-11 及び図 4-6 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は計画収集人口や浄化槽人口の減少に伴い減少し、平成 37 年度以降の排出量はなくなるものと見込まれます。

表 4-11 将来のし尿等の排出量

排出量 (kL/年)	平成 27 年度 (現 状)	平成 43 年度 (計画目標年次)
排出量	2,606	0
し尿	1,352 2.53L/人・日*	0 2.53L/人・日*
浄化槽汚泥	1,254 合併 8.65L/人・日* 単独 3.68L/人・日*	0 合併 8.65L/人・日* 単独 3.68L/人・日*

※ 平成 27 年度の 1 人 1 日あたりの排出量

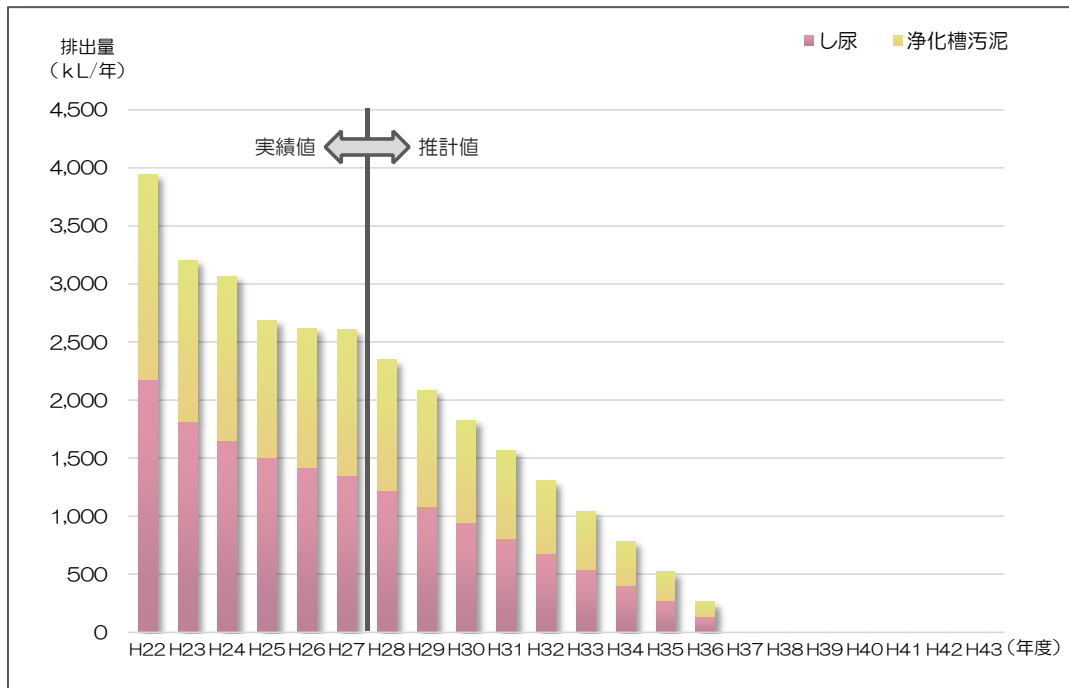


図 4-6 将来のし尿等の排出量

3. 生活排水処理の課題

生活排水処理率は平成27年度において約97%となっており、町民の大半については公共下水道や合併処理浄化槽によって生活排水が処理されている状況にあります。しかし、人口の約3%にあたる1,974人においては生活雑排水が未処理のまま、公共用水域に放流されています。

したがって、今後は公共下水道による処理により、生活排水処理率のさらなる向上に努める必要があります。

4. 基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を掲げます。

公共下水道整備の推進、公共下水道整備区域内における管渠への接続の推進により、生活排水処理を推進します。

【基本方針】 生活排水処理の推進

5. 生活排水処理の目標数値

計画目標年次（平成43年度）における生活排水処理の目標数値を以下のとおり掲げます。

目 標 生活排水処理率を100%にする。

今後、公共下水道の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年次（平成43年度）において生活排水処理率を100%とすることを目標とします。

6. 目標達成時の処理形態別人口

基本方針に基づき生活排水処理を推進し、目標数値を達成したときの処理形態別人口は、表4-12及び図4-7に示すとおりです。

表 4-12 目標達成時の処理形態別人口

(人)	平成 27 年度 (現 状)	平成 43 年度 (計画目標年次)
計画処理区域内人口	45,593	46,089
生活排水処理人口	44,127	46,089
公共下水道	43,438	46,089
合併処理浄化槽	181	0
生活排水未処理人口	1,974	0
単独処理浄化槽	508	0
計画収集	1,466	0
生活排水処理率 (%)	96.8%	100.0%

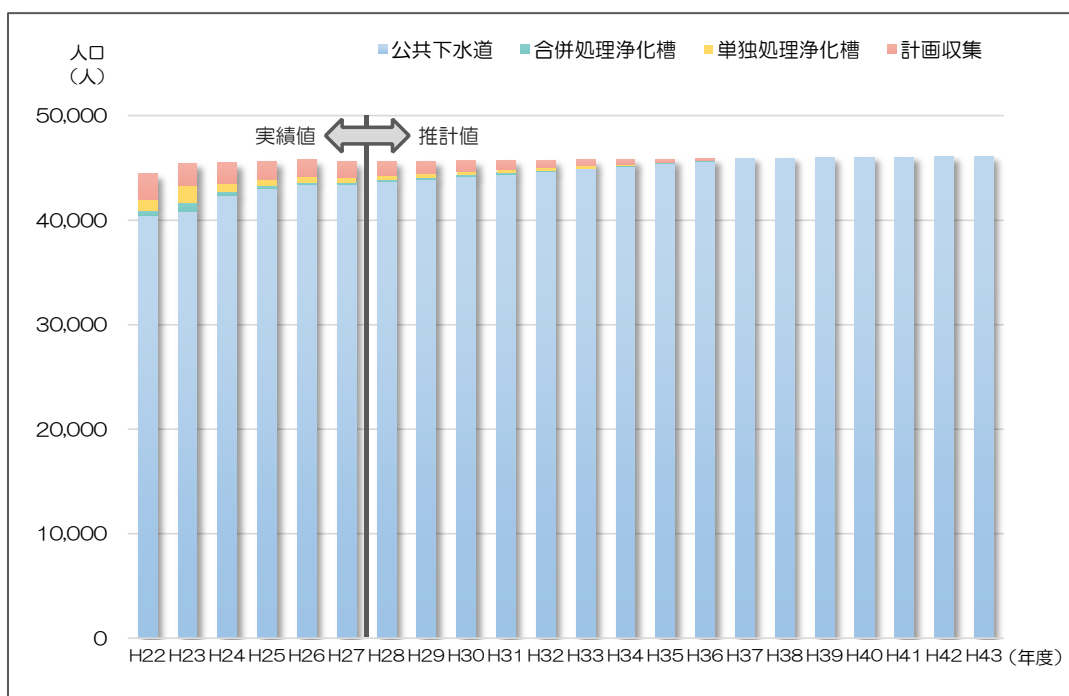


図 4-7 目標達成時の処理形態別人口

7. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

7.1 収集・運搬計画

(1) 基本方針

町民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とします。

(2) 計画収集区域

計画収集区域は、町内全域とします。

(3) 実施主体

収集運搬の実施主体は、志免町とします。

(4) 収集運搬形態

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬形態は、許可収集とします。

7.2 中間処理計画

(1) 実施主体

中間処理の実施主体は、宇美町・志免町衛生施設組合とします。

(2) 中間処理計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、公共下水道への接続が完了する予定の平成37年度までは、宇美志免浄化センターにおいて処理を行うものとします。ただし、平成37年度以降もし尿及び浄化槽汚泥が排出される場合、平成39年度までは宇美志免浄化センターにおいて処理を行い、平成40年度以降は今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量等や施設の老朽化状況を勘案した上で、処理のあり方について検討を行います。

計画目標年次の平成43年度における中間処理量は、表4-13のとおり見込まれます。

表 4-13 中間処理量の見込み

(kL/年)	平成27年度 (現 状)	平成43年度 (計画目標年次)
排出量	2,606	0
し尿	1,352 2.53L/人・日※	0 2.53L/人・日※
浄化槽汚泥	1,254 合併 8.65L/人・日※ 単独 3.68L/人・日※	0 合併 8.65L/人・日※ 単独 3.68L/人・日※

※ 平成27年度の1人1日あたりの排出量

(3) 再資源化計画

中間処理後の汚泥は脱水し、場外搬出後に堆肥化します。

7.3 最終処分計画

し渣は場外搬出し、沈砂は最終処分します。

7.4 災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートを検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築します。

7.5 その他

(1) 町民に対する広報・啓発活動

町民に対し、公共下水道への接続を啓発していくことにより、下水道水洗化率の向上を目指します。

(2) 関連計画との関係

本計画は、公共下水道事業と調整を図ることが必要です。今後も各事業計画との整合を図り、生活排水の適正処理を推進します。